河内町公共施設等総合管理計画

（改訂版）

令和４年３月

河内町

目　次

第１章　計画策定の背景と目的 ……1

１　背景と目的 ……1

２　計画の位置づけ ……2

３　計画期間 ……2

４　計画の対象範囲 ……3

第２章　公共施設等の現況および将来の見通し ……4

１　人口推移と将来人口推計 ……4

２　財政状況 ……5

３　公共施設等の現況 ……8

４　公共施設等の将来更新等費用推計及び財源の見込 ……18

５　現状と課題に関する基本認識 ……27

第３章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 ……28

１　基本目標 ……28

２　管理の実施方針 ……29

第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 ……34

１　建築物系公共施設 ……34

２　インフラ系公共施設 ……50

第５章　フォローアップ実施体制 ……54

１　全庁的な取り組み体制の構築 ……54

２　情報の一元管理と共有のあり方 ……55

３　フォローアップの実施方針 ……56

第1章 計画策定の背景と目的

1 背景と目的

河内町は茨城県の最南端、首都から 50km 圏内に位置し、南北 2.8km、東西 19.2km、利根川と新利根川に挟まれた米作農業を主とする町です。戦後旧 4 か村を合併した河内村が平成 8 年（1996）6 月 1 日、町制を施行して成立しました。

このような歴史の中で、行政需要の拡大や町民ニーズの多様化にこたえる形で、様々な公共施設の建設や整備を行ってきましたが、公共施設等の老朽化が進み、築 30 年以上経過した建物が延床面積で 6 割近くを占めており、多くの施設が今後大規模修繕や建替えの時期を迎えます。このような修繕、改修、更新等に要する多額の費用が見込まれる一方、少子高齢化の進行等に伴う社会情勢の変化により、財政状況が一層厳しさを増していくことが見込まれることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、『河内町公共施設等総合管理計画』（以下、「総合管理計画」という。）を平成 29 年 3 月に策定しました。

その後、平成 30 年 2 月に総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」が示され、総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため指針が改訂されました。

本町においても、個別施設計画に記載した内容を反映させるなど、不断の見直しによる充実を図るため総合管理計画を改定するものであります。

2 計画の位置づけ

本計画は、国が示した「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえて策定するもので、「第 5 次河内町総合計画」を上位計画とし、本町の公共施設等の更新・維持管理・活用等に関する基本的な考え方を示すものです。

また、公共建築系施設、土木・インフラ系施設における個別施設計画の上位計画として、「河内町新行政改革大綱」、「河内町総合戦略」などとの連携を図り、各施設や事業目的における公共施設等の役割や機能等を踏まえた横断的な考え方を示すものです。

なお、各種既存計画等の見直しの際には、本計画との整合性を図るものとします。

図 1-1　本計画の位置付け

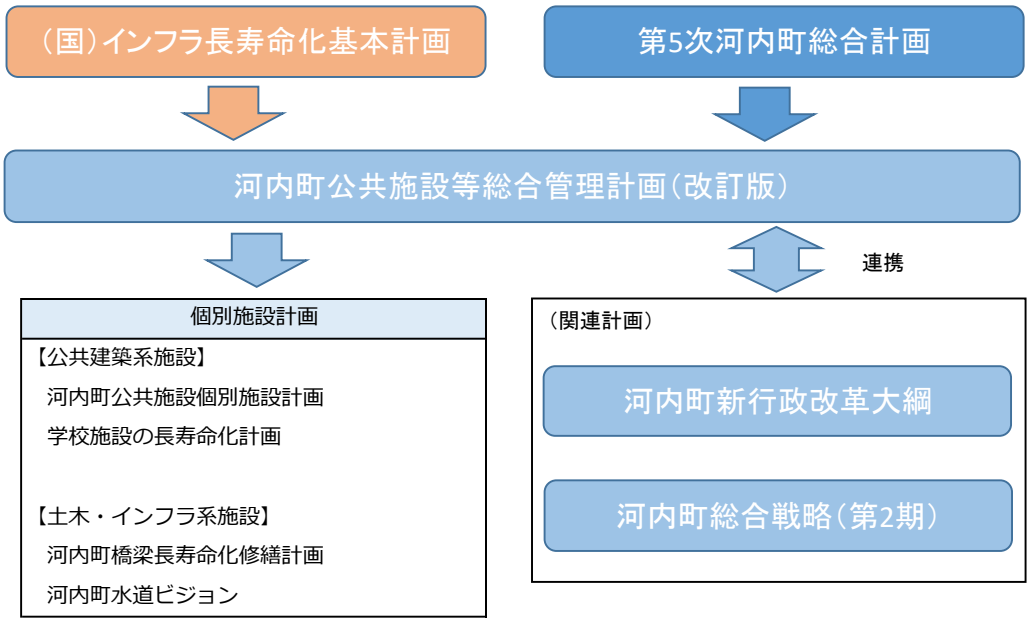

3 計画期間

本計画については、平成 29 年 3 月策定時に計画期間を平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間としていましたが、改訂に伴い、個別施設計画との整合を図り、令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間とします。

なお、期間中においても社会情勢や財政状況により、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の対象範囲

本計画の対象は、行政財産、普通財産を問わず町有財産の建築物（敷地を含む）、および行政財産である道路、橋りょう等を対象範囲とするものであり、これらを「公共施設等」とします。

公共施設等は、建築物系公共施設として、1.町民文化系施設、2.スポーツ・レクリエーション系施設、3.学校教育系施設、4.子育て支援施設、5.保健・福祉施設、6.行政系施設、7.公営住宅、8.公園、9.その他、10.上水道施設の 10 類型、そして、インフラ系公共施設として、1.道路、2.橋りょう、3.上水道、4.下水道の 4 類型とします。

図 1-2　本計画の対象範囲

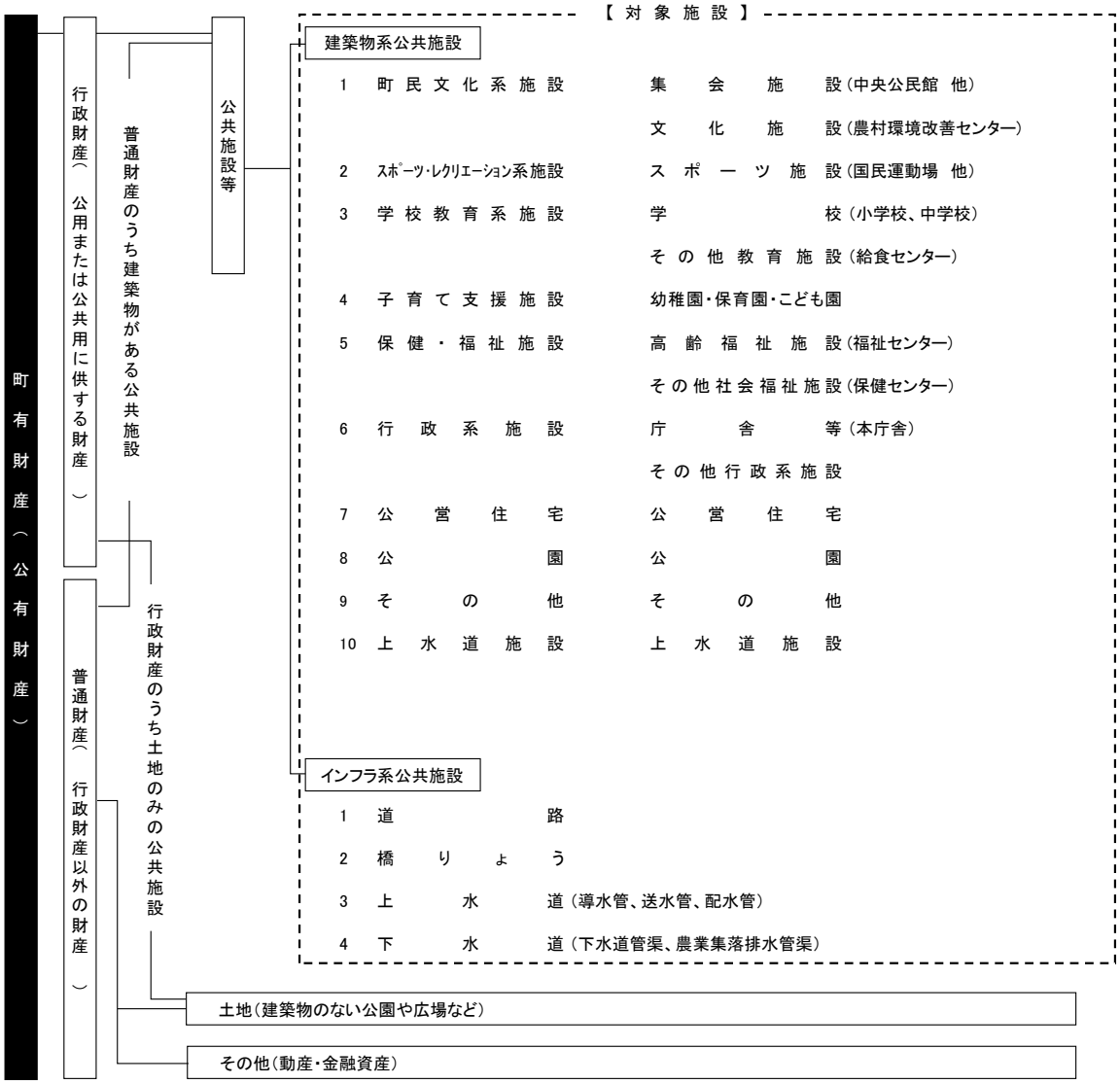

第2章 公共施設等の現況および将来の見通し

1 人口推移と将来人口推計

本町全体の年代別人口の見通しを示します。なお、ここで扱う人口データの実績値は各年の国勢調査を、推計値については「河内町人口ビジョン」を参照しています。

（1）総人口の推移と将来人口推計

町全体の総人口及び年齢 3 区分人口推移と将来人口推計を図 2-1 に示します。

総人口については、令和 2 年を起点とすると 10 年後の令和 12 年には 6,667 人、20 年後の令和 22 年には 5,161 人に減少するものと見込まれています。

また、年齢 3 区分の構成比でみると、生産年齢人口（15 歳～64 歳）割合が大きく減少する一方で、老年人口（65 歳以上）割合が増加し、令和 12 年の時点で逆転するものと推計されています。年少人口も減少しており、昭和 50 年代の 2,000 人以上から令和 2 年時点で 591 人と 1/3 以下にまで減少しています。

図 2-1　人口推移と将来人口推計

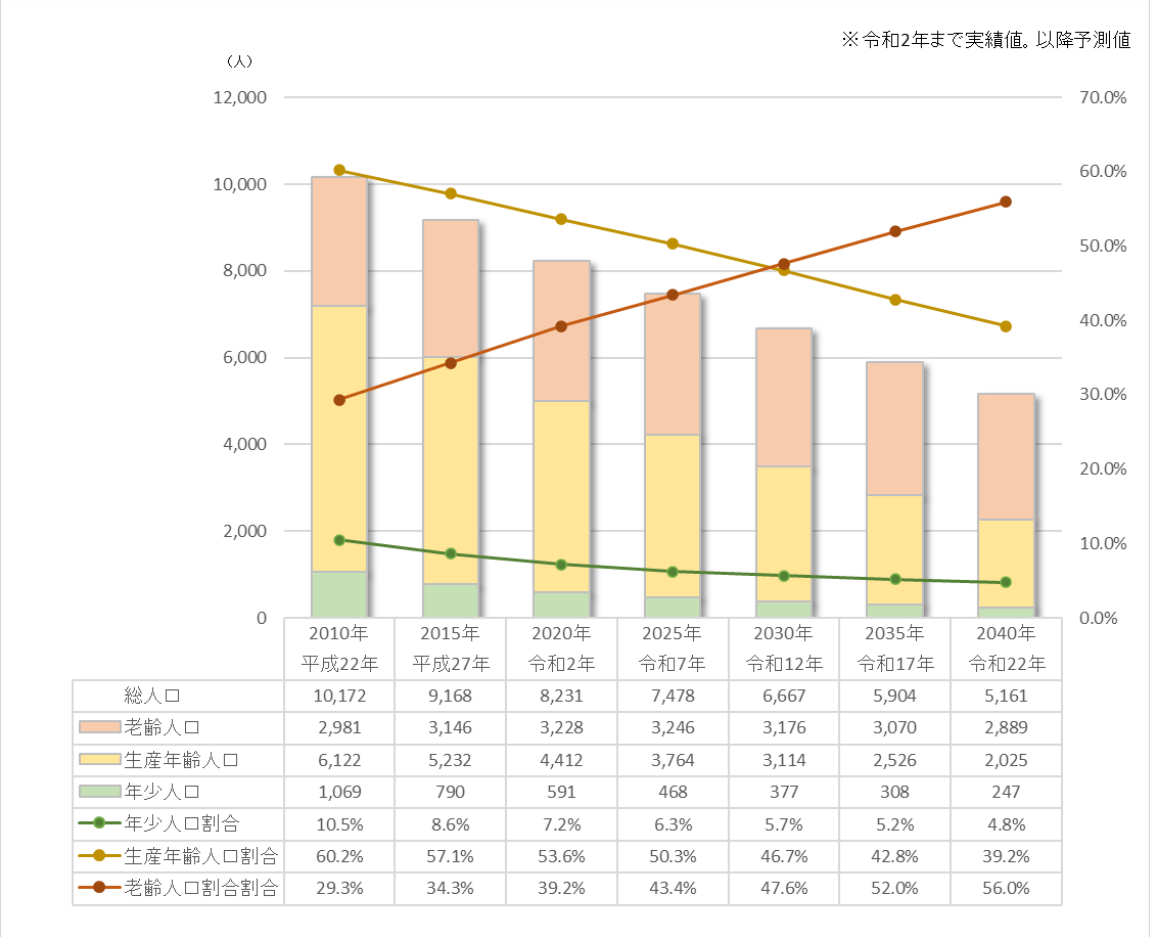

	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年
総人口	10,172	9,168	8,231	7,478	6,667	5,904	5,161
老齢人口	2,981	3,146	3,228	3,246	3,176	3,070	2,889
生産年齢人口	6,122	5,232	4,412	3,764	3,114	2,526	2,025
年少人口	1,069	790	591	468	377	308	247
年少人口割合	10.5%	8.6%	7.2%	6.3%	5.7%	5.2%	4.8%
生産年齢人口割合	60.2%	57.1%	53.6%	50.3%	46.7%	42.8%	39.2%
老齢人口割合割合	29.3%	34.3%	39.2%	43.4%	47.6%	52.0%	56.0%

2 財政状況

（1）歳入

歳入決算額の推移について表 2-1、図 2-2 に示します。歳入総額は、平成 28 年度はかわち学園建設、令和 2 年度は新型コロナウイルス対策関連の国庫補助金収入により 60 億円以上となっていますが、近年 45 億円～50 億円で推移しています。

地方税収入については、9 億円前後、地方交付税については、17～18 億円で推移しております。

表 2-1　歳入決算額の推移（普通会計決算）

（単位：億円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般財源	38.3	36.5	36.0	37.5	38.3	39.8	40.2	41.5	36.0	44.6
地方税	9.3	9.2	9.1	9.0	8.8	9.2	9.1	9.1	9.1	9.0
地方交付税	18.9	18.1	17.4	18.2	17.4	18.8	17.5	16.9	17.3	19.7
その他一般財源	10.1	9.3	9.5	10.3	12.0	11.9	13.5	15.4	9.6	15.9
特定財源	8.5	8.3	6.3	6.0	14.7	20.2	9.5	8.6	12.4	21.0
地方債（臨財債を除く）	1.3	1.3	0.1	0.0	4.1	5.6	1.4	0.0	1.1	1.8
国庫支出金	2.8	2.7	1.8	2.0	4.5	8.4	3.9	3.1	2.5	11.7
都道府県支出金	2.6	2.4	2.1	2.3	2.7	2.5	2.5	3.7	2.7	3.7
その他特定財源	1.8	1.9	2.3	1.7	3.5	3.7	1.8	1.9	6.1	3.8
合計	46.8	44.8	42.4	43.5	52.9	60.0	49.7	50.1	48.4	65.6

図 2-2　歳入決算額の推移（普通会計決算）

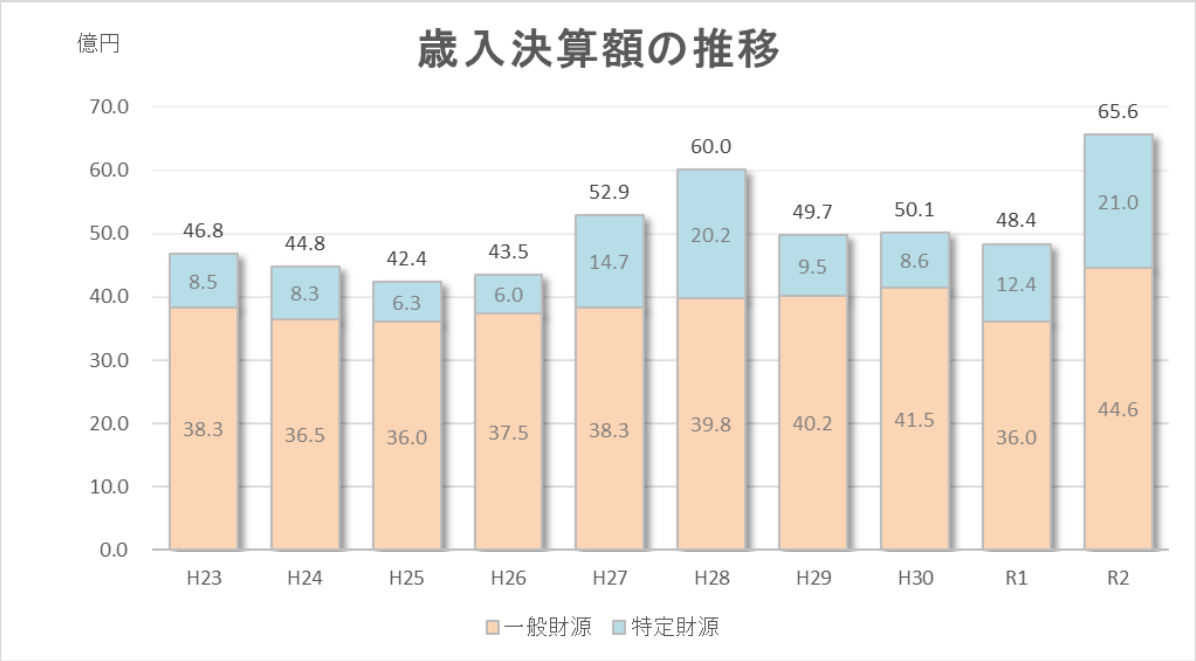

（２）歳出

歳出決算額の推移について表 2-2、図 2-3 に示します。物件費・補助費の消費的経費 (※1) は令和 2 年度の新型コロナウイルス対策として給付した定額給付金の増加を除いて、ほぼ横ばい傾向にあります。扶助費 (※2) についても、平成 28 年度以降は 4 億円半ばで推移しております。

表 2-2　歳出決算額の推移（普通会計決算）

（単位：億円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	10.6	10.2	9.9	9.5	9.4	9.4	8.9	8.9	8.8	9.5
物件費	6.0	5.5	5.3	5.4	5.2	5.7	6.0	5.9	5.5	5.7
維持補修費	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.1	0.2	0.5	0.3
扶助費	4.0	3.8	4.0	4.3	4.2	4.7	4.5	4.6	4.7	4.7
補助費等	7.5	6.9	6.4	5.7	8.5	7.9	7.4	9.0	6.7	18.3
消費的経費	28.2	26.5	25.7	25.0	27.6	28.0	26.9	28.5	26.2	38.4
投資的経費	5.4	6.4	1.9	2.0	11.0	18.0	5.6	4.1	3.4	5.7
公債費	2.7	2.6	2.4	2.2	2.3	2.5	2.6	2.6	2.8	3.1
積立金・投資及び出資金・貸付金	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰出金	6.4	6.1	6.0	6.1	6.3	6.3	6.2	6.5	6.5	6.4
合計	42.9	41.6	36.0	35.4	47.2	54.8	41.3	41.7	39.0	53.7

図 2-3　歳出決算額の推移（普通会計決算）

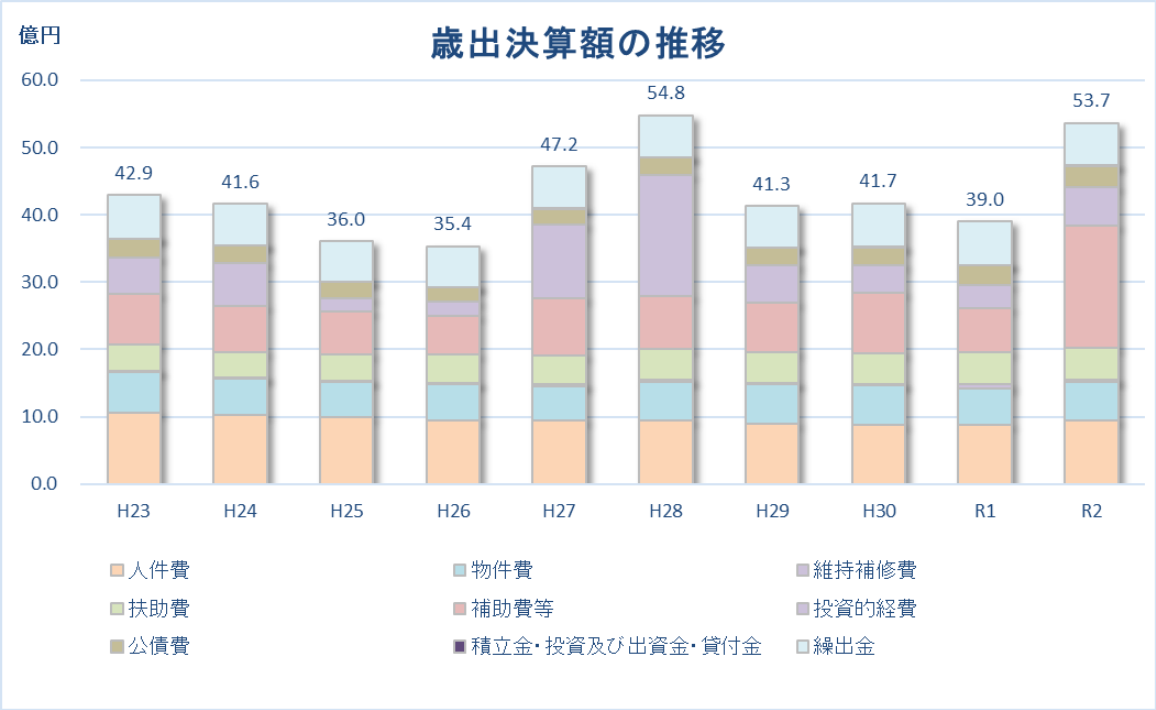

（※1）消費的経費：扶助費のほか、各種団体への補助金や負担金、道路や学校など各公共施設の維持補修費、施設に必要な物品の購入費、職員給与等の経費であり、支出効果が単年度又は短期間に終わる性質の経費をいいます。

（※2）扶助費：社会保障制度の一環として各種法令に基づいて、生活困窮者、児童、老人、心身障がい者等を援助するために要する経費をいいます。

（３）投資的経費の内訳

投資的経費 (※3) の内訳を表 2-3、図 2-4 に示します。平成 27 年度、平成 28 年度はかわち学園建設に伴い増大していますが、それ以降近年では 4 億円～5 億円の支出となっています。

表 2-3　投資的経費の内訳

（単位：億円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
投資的経費	5.4	6.4	1.9	2.0	11.0	18.0	5.6	4.1	3.4	5.7
公共施設	1.6	1.3	0.9	0.7	5.1	14.4	2.0	0.5	0.8	2.2
道路及び橋りょう	0.6	0.6	0.6	0.5	0.2	0.9	2.1	1.5	0.6	0.7
用地取得費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2
その他	3.2	4.5	0.4	0.9	5.7	2.7	1.5	2.1	2.0	2.7
（うち災害復旧事業費）	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
災害復旧事業を除く投資的経費	5.4	6.4	1.9	2.0	11.0	18.0	5.6	4.1	2.0	5.7

図 2-4　投資的経費の内訳推移

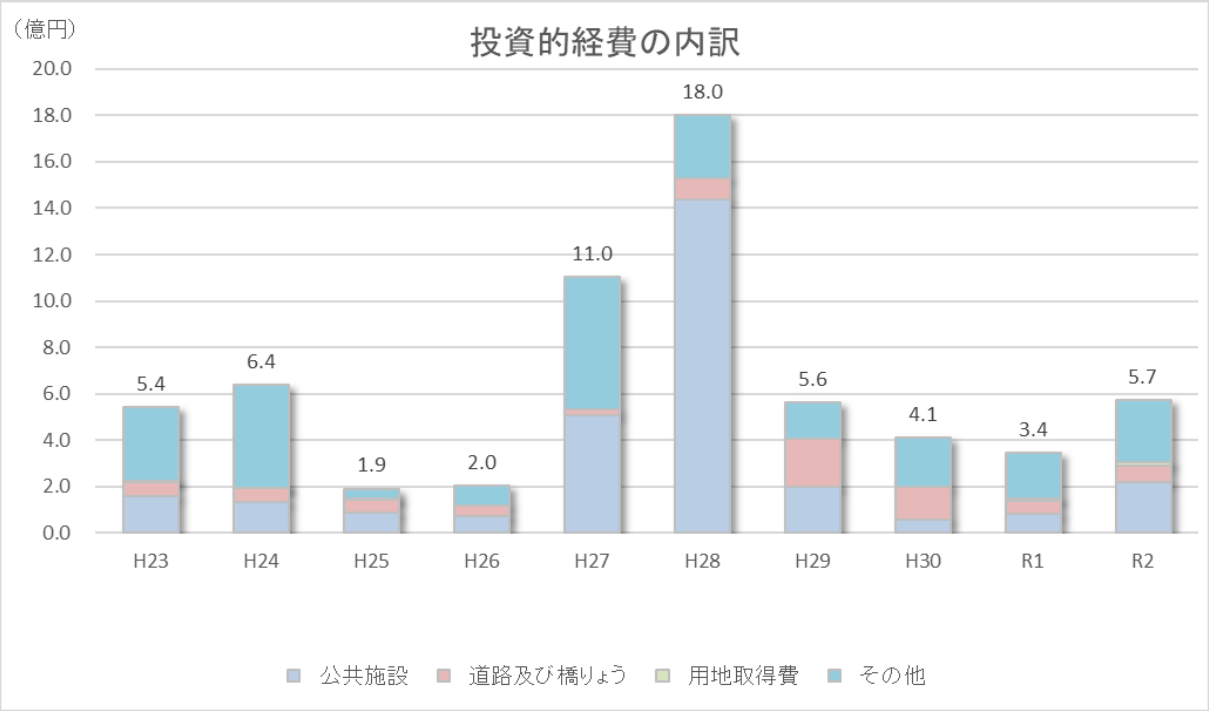

（※3）投資的経費：その支出の効果が資本の形成のためのものであり、道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅など将来に残る社会資本の整備等に要する経費をいいます。

3 公共施設等の現況

建築物系公共施設とインフラ系公共施設の類型ごとに、建物の延床面積や道路延長等の総量、年度別建築整備状況等について整理しました。

（1）建築物系公共施設

①総量

建築物系公共施設について、令和 2 年度末時点における保有状況を図 2-5、表 2-4 に整理しました。その結果、本町の建築物系公共施設の保有数量は 104 施設、延床面積 45,717.41 ㎡となっています。

延床面積の施設類型別割合は、本計画策定時の平成 27 年度末時点では「学校教育系施設」が 56.0%と過半数以上を占めていましたが、かわち学園への統合により 6 校 45 棟から 1 校 4 棟となり、13.0%と大きく減少しました。旧学校施設は、一部解体されたものもありますが、大部分が利活用、貸出しまたは未利用の状態で残っており 35.1%を占め、「その他」の区分が 40%弱となっています。

図 2-5　建築物系公共施設の施設類型別延床面積構成（令和 2 年度末時点）

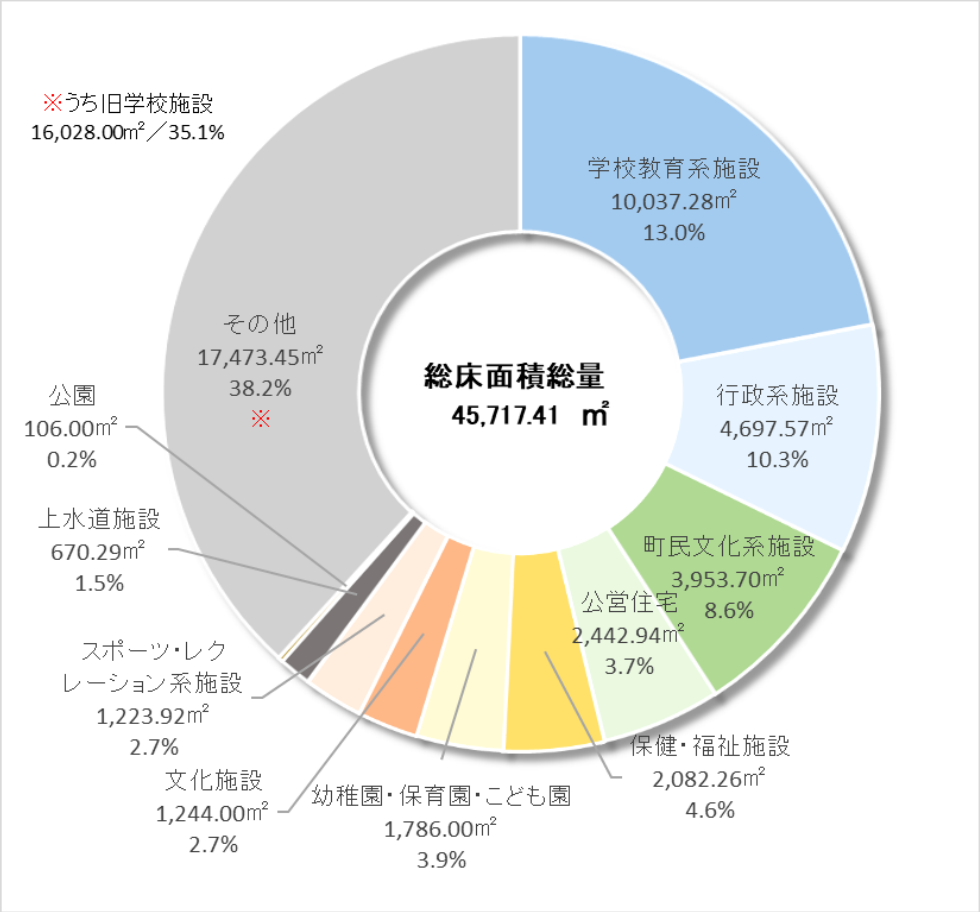

表 2-4　建築物系公共施設の施設類型別延床面積（令和 2 年度末時点）

大分類	中分類	施設数	延床面積	
			面積(㎡)	構成比
1 町民文化系施設				
	01　集会施設	12	3,953.70	8.6%
	02　文化施設	1	1,244.00	2.7%
	小計	13	5,197.70	11.3%
2 ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設				
	03　ｽﾎﾟｰﾂ施設	2	1,223.92	2.7%
3 学校教育系施設				
	04　学校	4	6,704.28	14.7%
	05　その他教育施設	3	3,333.00	7.3%
	小計	7	10,037.28	22.0%
4 子育て支援施設				
	06　幼稚園･保育園･こども園	7	1,786.00	3.9%
5 保健･福祉施設				
	07　高齢福祉施設	4	1,246.26	2.7%
	08　その他社会福祉施設	1	836.00	1.8%
	小計	5	2,082.26	4.5%
6 行政系施設				
	09　庁舎等	14	4,611.20	10.1%
	10　その他行政系施設	2	86.37	0.2%
	小計	16	4,697.57	10.3%
7 公営住宅				
	11　公営住宅	3	2,442.94	5.3%
8 公園				
	12　公園	3	106.00	0.2%
9 その他				
	13　その他	43	17,473.45	38.3%
10 上水道施設				
	14　上水道施設	5	670.29	1.5%
合計		104	45,717.41	100.0%

※構成比の合計を 100%にするために端数処理をしています。

②建築年度別延床面積の整理

建築物系公共施設について、令和 2 年度末時点における建築年度別延床面積を図 2-6 に整理しました。特に大きな建築物を挙げると、昭和 50 年代に旧教育施設、近年では平成 28 年にかわち学園を建築しています。

築 30 年以上の建物は延床面積で 2.7 万㎡弱と全体の 58%を占めており、今後これらの建物の大規模修繕や建替えに係る財政負担はさらに増大することが予測されます。

図 2-6　建築年度別・類型別延床面積（令和 2 年末時点）

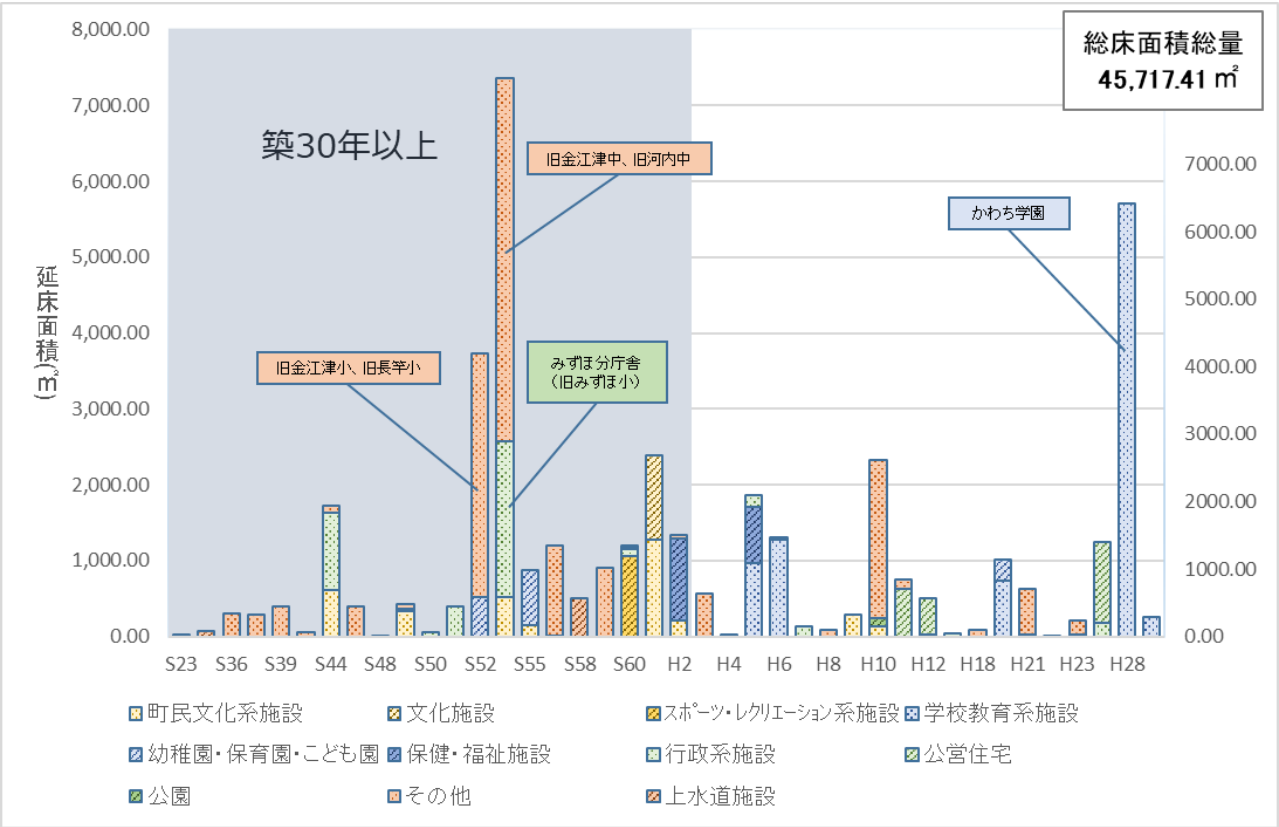

③建築経過年数の状況

建築物系公共施設について、令和 2 年度末を基準として、経過年数別に保有状況を表 2-5、図 2-7 に整理しました。

その結果、築 30 年未満の建物は全体の 41.9%（1.9 万㎡）であり、建物の老朽化が懸念される築 30 年を経過した建物は全体の 58.1%（2.7 万㎡）となります。本計画策定時の平成 27 年度末と比べると、かわち学園建設により「築 10 年未満」の割合が 8.8%から 18.2%に増加しましたが、「築 40 年以上」の割合も 11.7%から 39.6%に増加し、全体的には老朽化が進んでいることがわかります。

表 2-5　建築経過年数別延床面積（令和 2 年度末時点）

	築10年未満	築10年以上 20年未満	築20年以上 30年未満	築30年以上 40年未満	築40年以上	合計
町民文化系施設			475.00	1,668.01	1,810.69	3,953.70
文化施設				1,244.00		1,244.00
ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	25.92			1,198.00		1,223.92
学校教育系施設	6,704.28	821.00	2,512.00			10,037.28
幼稚園・保育園・こども園		341.00	23.00	15.00	1,407.00	1,786.00
保健・福祉施設			856.76	1,225.50		2,082.26
行政系施設	204.00	60.37	336.00	92.40	4,004.80	4,697.57
公営住宅	1,187.80		1,255.14			2,442.94
公園			106.00			106.00
その他	208.26	781.00	3,267.19	2,431.00	10,786.00	17,473.45
上水道施設				580.03	90.26	670.29
合計(㎡)	8,330.26㎡	2,003.37㎡	8,831.09㎡	8,453.94㎡	18,098.75㎡	45,717.41㎡
構成比	18.2%	4.4%	19.3%	18.5%	39.6%	100.0%

図 2-7　建築経過年数別の延べ床面積（令和 2 年度末時点）

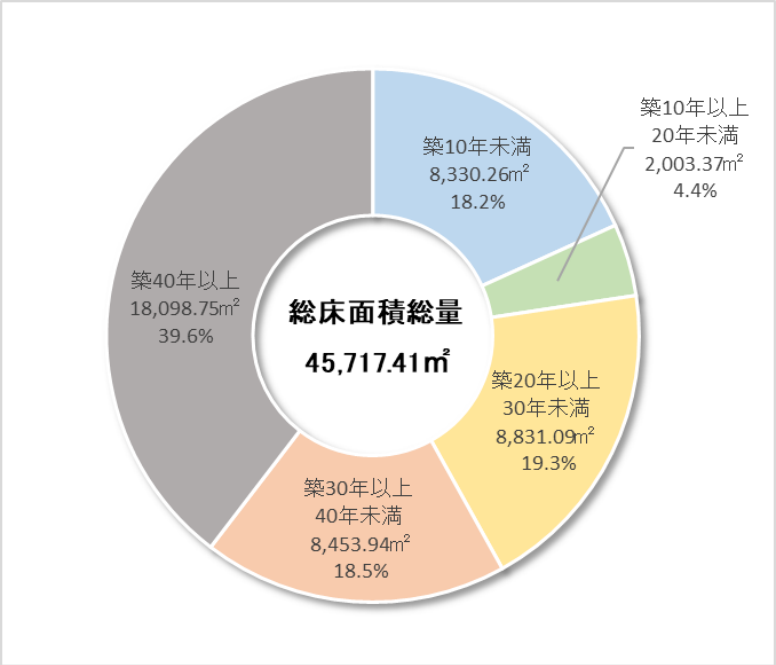

④施設保有量の推移

直近 5 年（平成 28 年度～令和 2 年度）の施設類型別保有量の推移を図 2-8 に整理しました。

施設保有量の大きな増減はありませんが、平成 28 年度にかわち学園の校舎・体育館・部室棟 6,422.00 ㎡が完成しておりますので、平成 27 年度の 39,214.13 ㎡から見ると大きく増加しています。

施設区分ごとに見ると、かわち学園の開校に伴い平成 28 年度に中学校 2 校、平成 29 年度に小学校 3 校が閉校になったため「学校教育施設」が減少し「その他」が増加しています。

図 2-8　施設保有量の推移

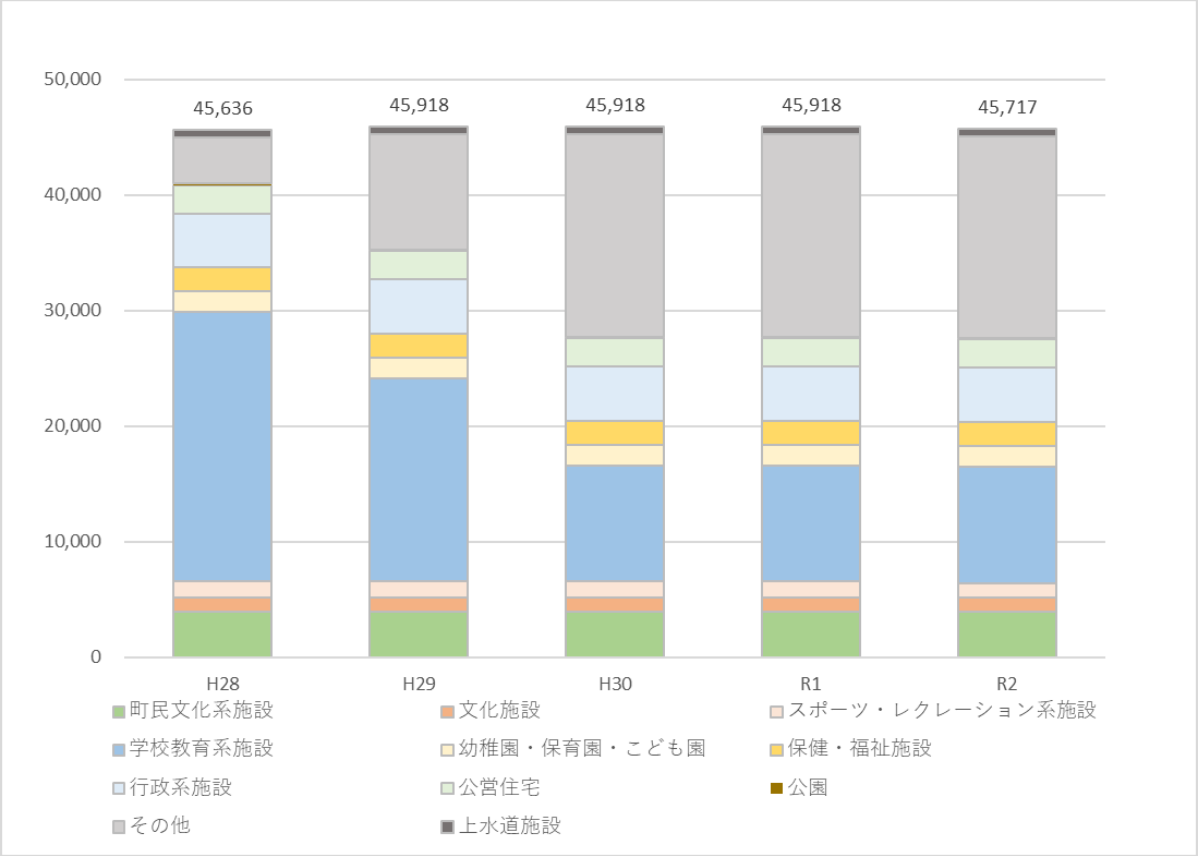

（２）インフラ系公共施設の現状

①総量

本町のインフラ系公共施設の現況を表 2-6 に示します。道路については延長及び面積、橋りょうについては面積、上水道施設、下水道施設については総延長をそれぞれ集計しています。

表 2-6　インフラ系公共施設の現況（令和 2 年度末時点）

種　別	総　量	
(Ⅰ)道路	実延長合計 道路面積	414,985（m） 1,530,433.54（㎡）
(Ⅱ)橋りょう	橋りょう数 面積	143（橋） 4,824.81（㎡）
(Ⅲ)上水道	管路延長	143,527（m）
(Ⅳ)下水道	公共下水道管路延長	44,814.73（m）

②年度別整備量の状況

インフラ系公共施設のうち、(Ⅰ)道路、(Ⅱ)橋りょう、(Ⅲ)上水道、(Ⅳ)下水道について、年度別整備量を整理しました。このうち、(Ⅰ)道路と(Ⅳ)下水道は年度別整備量の把握が困難であるため、整備総量を示します。

(Ⅰ)道路

令和 2 年度末時点の一級町道、二級町道、その他町道の合計整備量は実延長 414,985m、道路面積 1,530,433.54 ㎡となっています。また、自転車歩行者道路は該当ありません。近年は舗装打換え、拡幅など既存道路の更新を中心に整備を進めております。

(Ⅱ)橋りょう

橋りょうの年度別整備量を図 2-9 に示します。本町の橋りょうは社会基盤整備に伴い昭和 30 年代から整備が始まりましたが、令和 2 年度末時点で更新の目安である建設後 60 年を超えているものはありません。しかし、昭和 40 年代以降から昭和 60 年代にかけて整備が集中していることもあり、令和 5 年以降は耐用年数を超えた橋りょうが増加し、更新の需要が増大していくことが予測されます。

図 2-9　橋りょうの年度別整備量

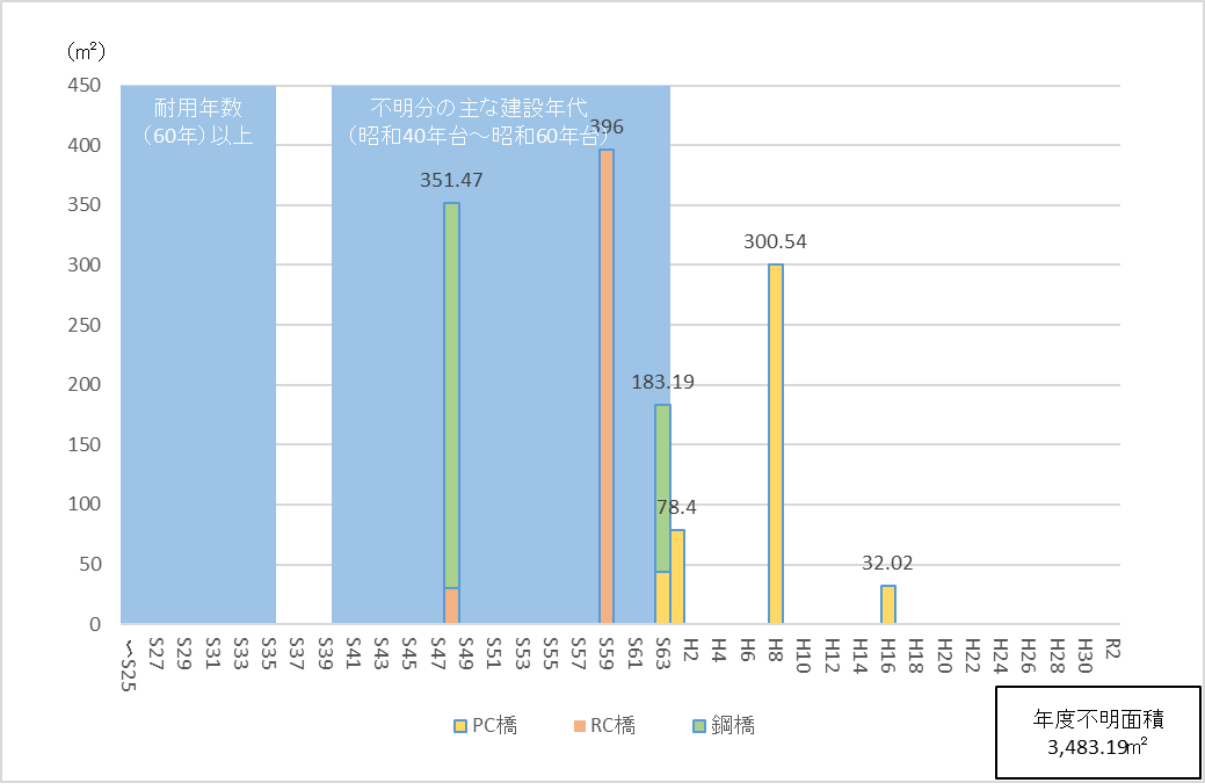

(Ⅲ)上水道

上水道の年度別整備量を図 2-10 に示します。本町の上水道の合計整備量は令和 2 年度末時点で総延長 143,527m となっています。

図 2-10　上水道の年度別整備延長

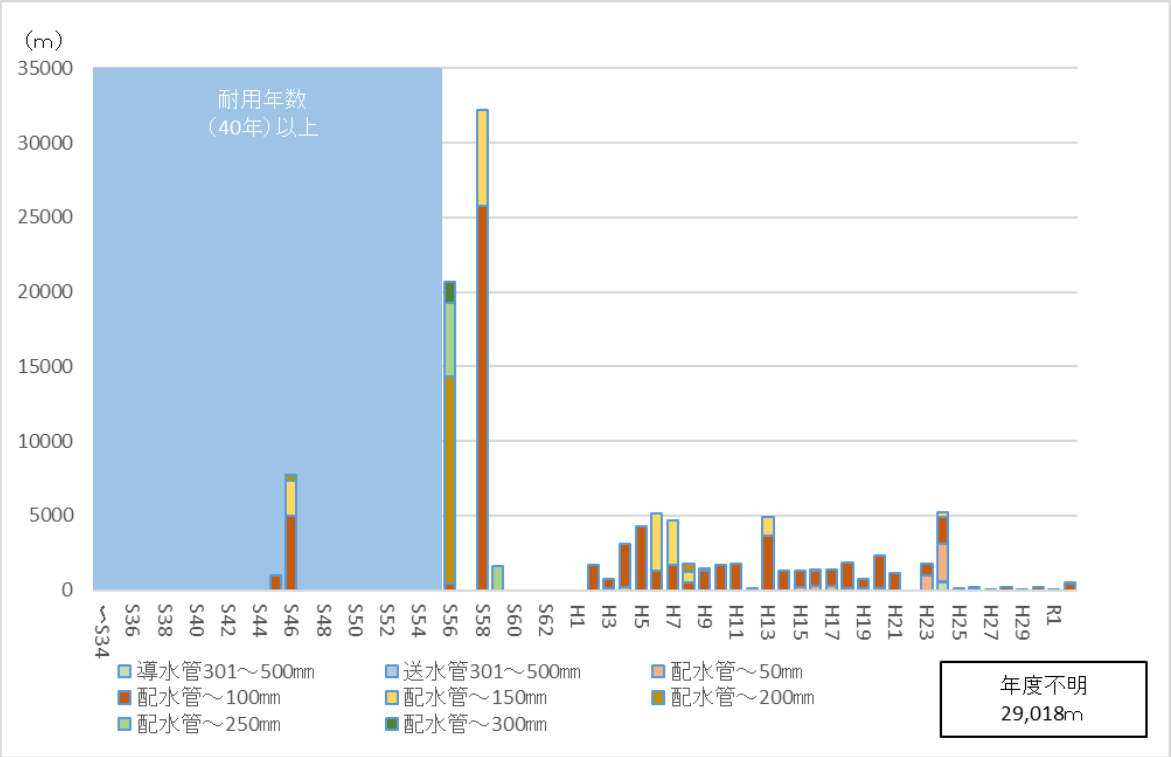

(Ⅳ)下水道

下水道の年度別整備量を図 2-11 に示します。本町の公共下水道は、昭和 63 年から整備を進めており令和 2 年度末時点の延長は 44,812.73mとなっています。

図 2-11　下水道の年度別整備延長

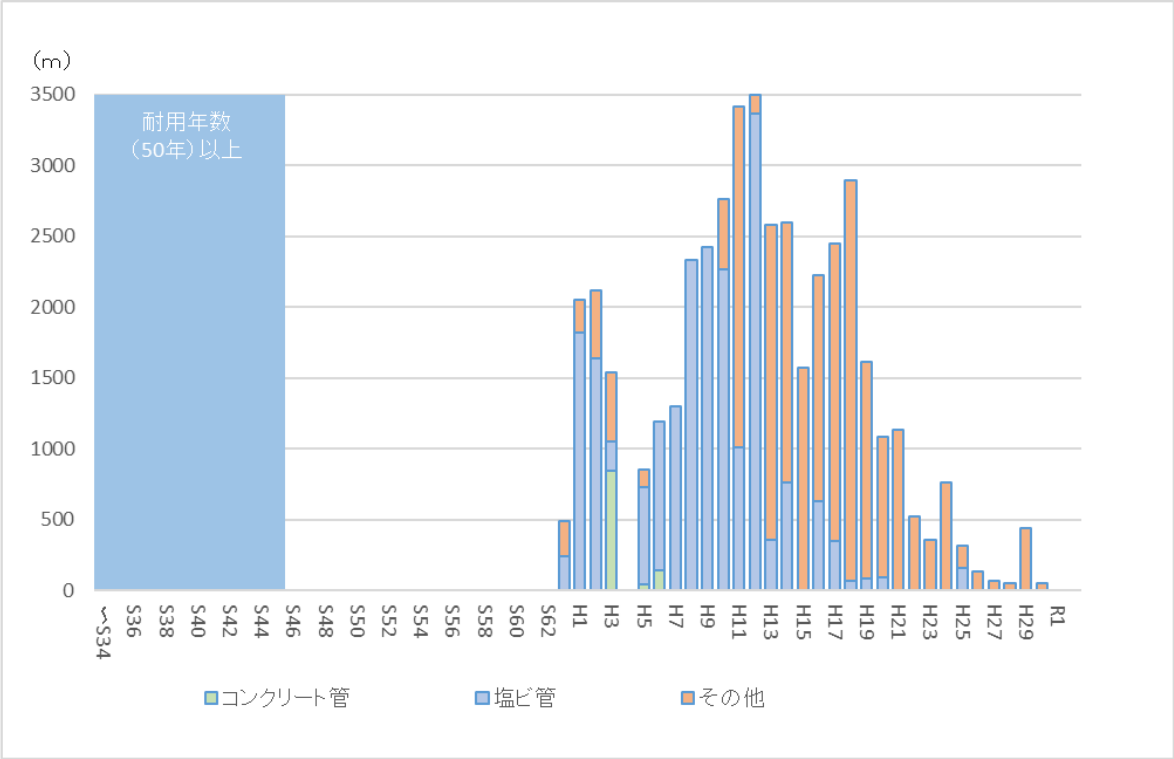

（３）有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は建物などの償却資産について、当初取得時の価額（取得価額）に対し耐用年数に応じて時の経過や使用による価値の減少（減価償却累計額）がどれだけ進んでいるかを表します。この比率が高いほど、施設の老朽化の程度が高いといえます。

直近 5 年（平成 28 年度～令和 2 年度）の有形固定資産減価償却率の推移を図 2-12 に整理しました。

平成 28 年度は 59.9%でしたが、取得価額の増加より減価償却累計額の増加が大きく、年々増加し、令和 2 年度には 66.5%と資産の老朽化が進んでいます。

図 2-12　有形固定資産減価償却率の推移

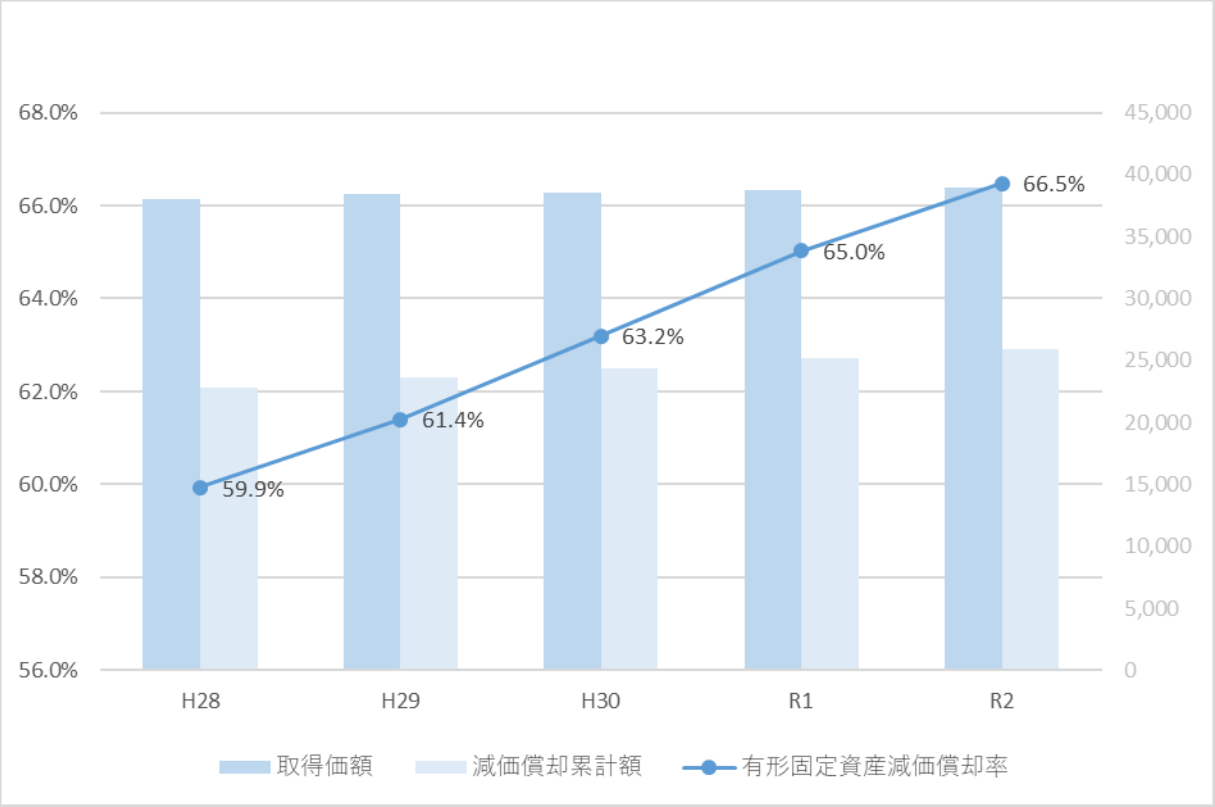

（４）過去に行った対策の実績

平成 28 年度の総合管理計画策定後に実施した公共施設等に関する主な対策は以下の通りです。

①庁内での取り組み

・個別施設計画の策定または改訂

河内町橋梁長寿命化計画修繕計画（令和 2 年 3 月）

学校施設の長寿命化計画（令和 3 年 3 月）

河内町水道事業経営戦略（令和 3 年 3 月）

河内町公共施設個別施設計画（令和 4 年 3 月）

②公共施設の統合・利活用

・小中学校の統合

校舎、体育館など施設建設（平成 28 年度～平成 29 年度）

中学校 2 校を統合し、かわち学園中学校として先行開校（平成 29 年度）

小学校 3 校を統合し、かわち学園として開校（平成 30 年度）

・旧教育施設の利活用

旧みずほ小学校をみずほ分庁舎として利用（令和 3 年度）

旧生板小学校、旧河内中学校、旧金江津中学校の体育館を社会体育施設として利用（令和 3 年度）

４ 公共施設等の将来更新等費用推計及び財源の見込

本町の公共施設等を、全て現状のまま維持した場合に今後どれだけの費用がかかるのかを試算し、それらに充てることができる財源と比較することで、公共施設等の維持に関する財政上の課題を抽出します。算出方法は、主に総務省が活用を推奨している公共施設更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団公開）による試算条件を適用しています。

（１）公共施設等の将来更新等費用推計

①建築系公共施設の現在要している維持管理経費

本町の建築系公共施設で令和 2 年度に発生した維持管理経費を図 2-13 に示します。

令和 2 年度の建築系公共施設の維持管理経費は総額 4.5 億円で、庁舎を含む「行政系施設」の区分で最も多く発生しています。

図 2-13　建築物系公共施設の維持管理経費（令和 2 年度）

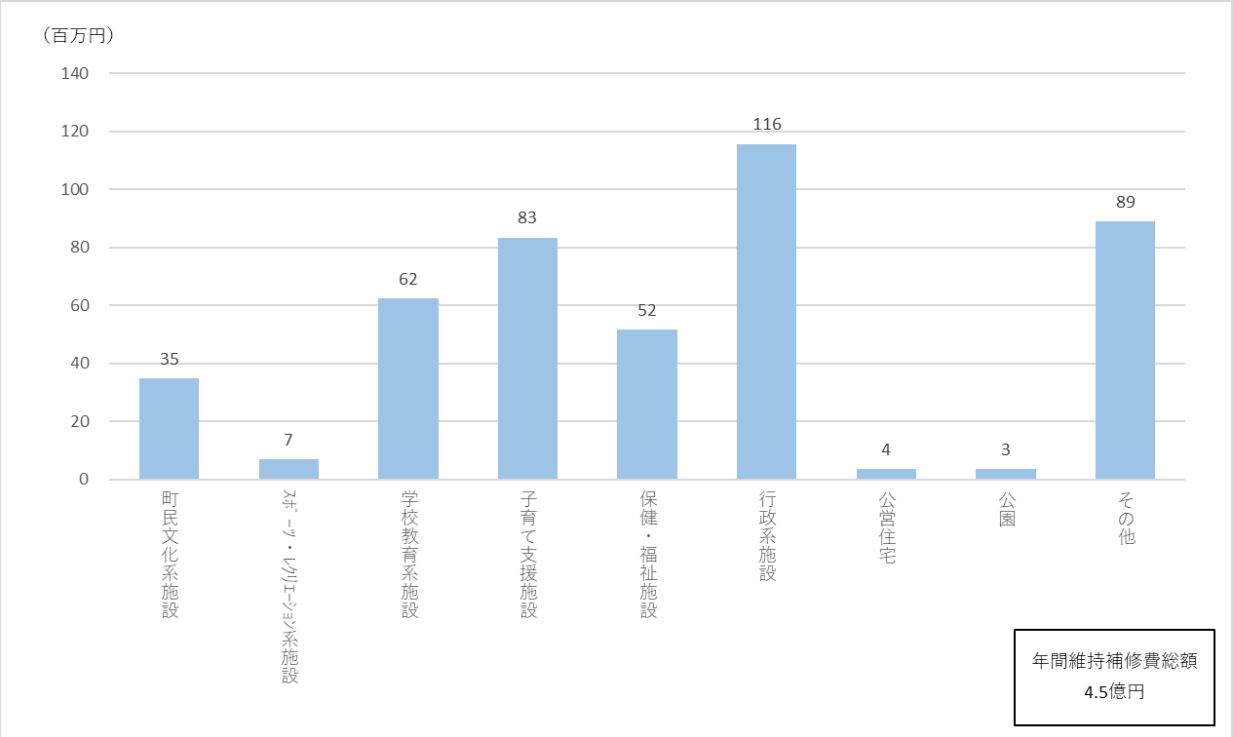

※維持管理経費…施設の軽微な修繕費用の他、保守点検や清掃委託など関連する経費を含みます。

②建築物系公共施設の将来更新等費用推計

本町の建築物系公共施設を単純更新した場合と長寿命化対策を実施した場合にかかる将来更新等費用（大規模修繕と建替え等にかかる費用）を図 2-14 に示します。公共施設投資的経費の直近 5 年（平成 28 年度～令和 2 年度）平均として約 4.0 億円となっております。

単純更新した場合、令和 3 年度から令和 42 年度までの 40 年間で、将来更新等にかかる費用は総額約 211.2 億円となり、年平均更新費用は、既存更新分及び新規整備分として約 5.3 億円と試算しております。

長寿命化対策を実施した場合、同期間で将来更新等にかかる費用は総額 171.2 億円、年平均更新費用は 4.3 億円となり、40 年間で総額 39 億円、年間 1.0 億円の削減効果が見込まれます。

図 2-14　建築物系公共施設の将来更新等費用の推計

（単純更新した場合）

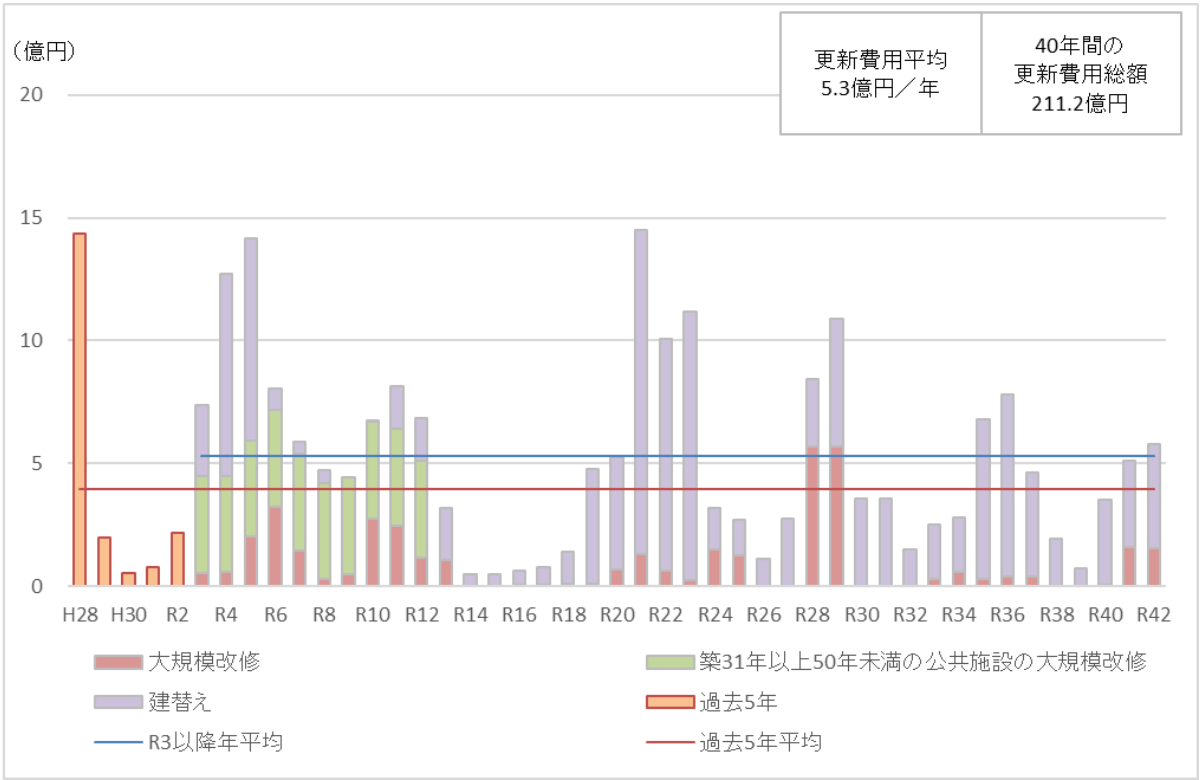

（長寿命化対策を実施した場合）

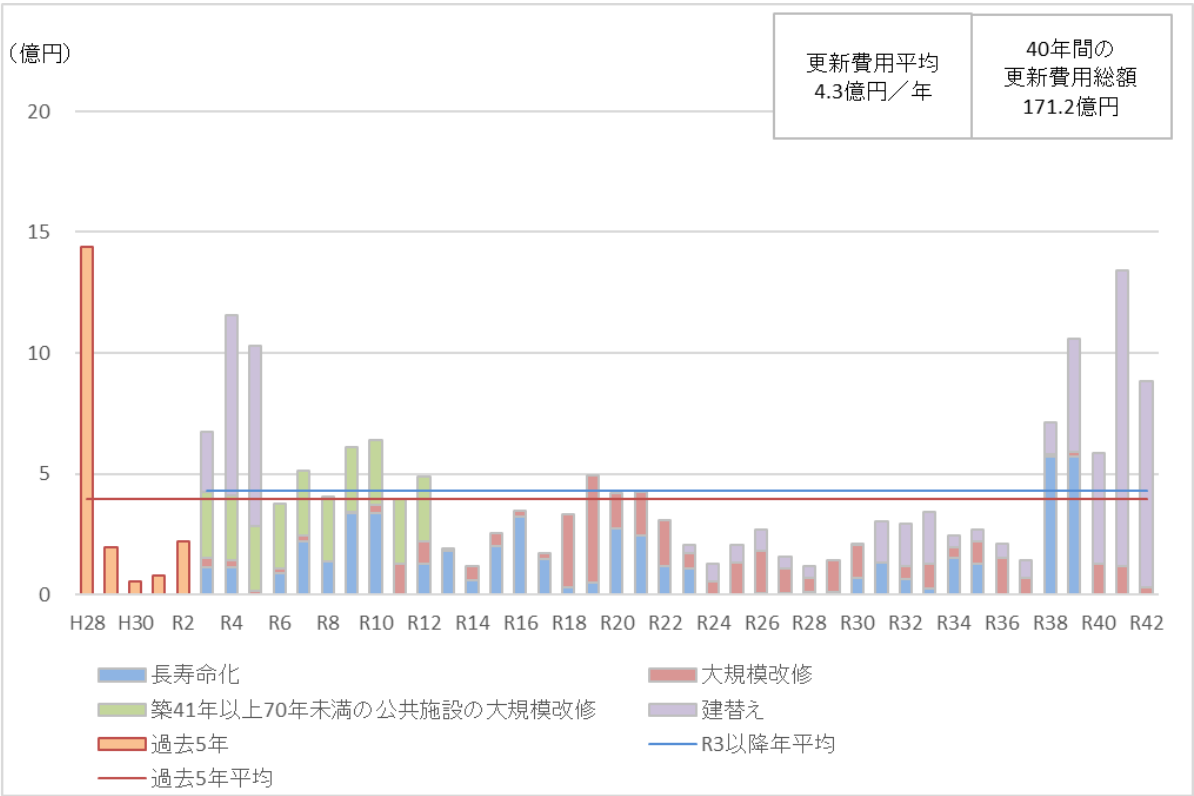

③インフラ系公共施設の更新等費用推計

インフラ系公共施設として、道路、橋りょう、上水道、下水道についての将来更新等費用を試算したものを図 2-15 に示します。公共施設投資的経費の直近 5 年（平成 28 年度～令和 2 年度）平均として約 1.9 億円となっております。

令和 3 年度から令和 42 年度までの 40 年間での将来更新等費用は約 224.6 億円で、平均すると年間約 5.6 億円かかる見込みです。

図 2-15　インフラ系公共施設の将来更新等費用試算

区　分	40 年間総額	年平均	長寿命化計画等における方針
道　路	25.5 億円	0.6 億円	―
橋りょう	14.5 億円	0.4 億円	50 年間の事業費 11 億円
上水道	131.8 億円	3.3 億円	耐震化・長寿命化
下水道	52.9 億円	1.3 億円	長寿命化
合　計	224.6 億円	5.6 億円	―

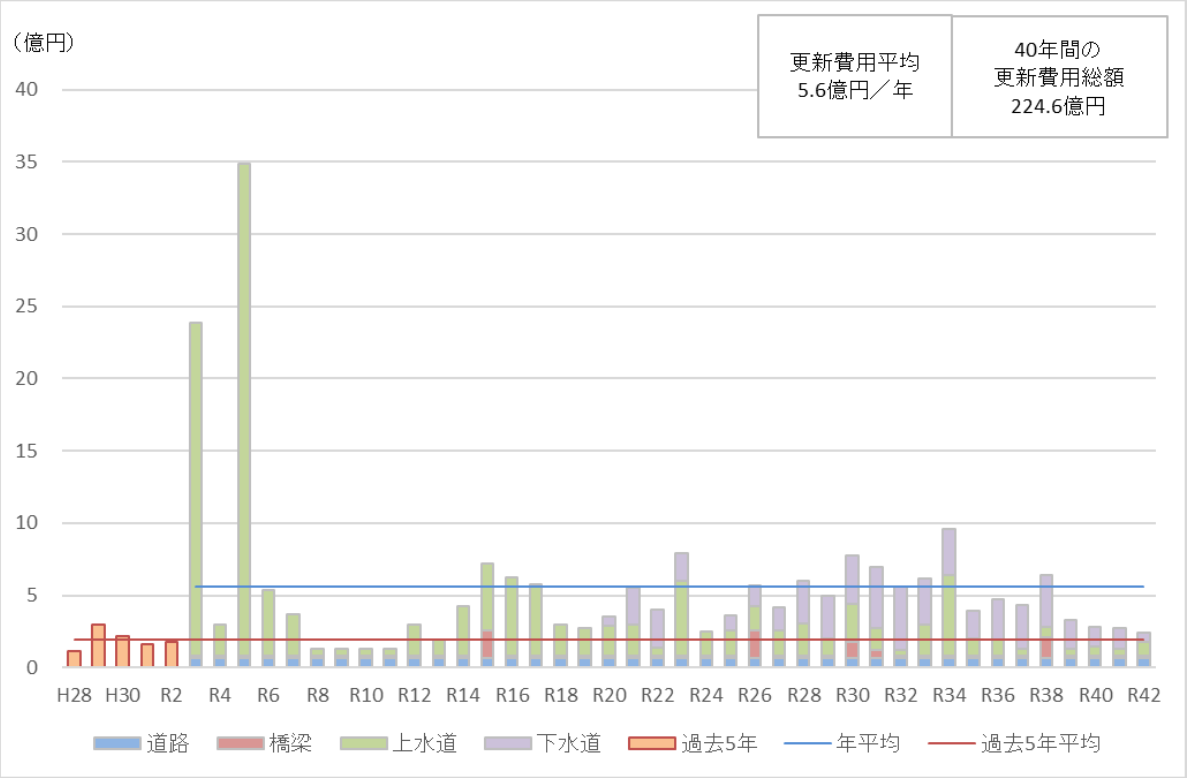

④将来更新等費用の試算条件

試算に当たっては、主に一般財団法人地域総合整備財団が公開している「公共施設更新費用試算ソフト ver.2.10」の試算条件を適用して算出しました。計算条件は以下のとおりです。

●建築物系公共施設

（共　通）

- 大規模修繕、建替えの積み残し(※6)は最初の 10 年間で実施します。
- 設計から施工まで複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、建替えについては 3 年間、大規模修繕については 2 年間で費用を均等配分します。
- 建替え単価は表 2-7 のとおりです。
- 改築等の計画で事業費・実施年度が判明しているものは、その数値を使用しています。

表 2-7　建築物系公共施設の大規模修繕及び建替え単価

施設分類	大規模修繕単価（円/㎡）
町民文化系施設	250,000
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	200,000
学校教育系施設	170,000
子育て支援施設	170,000
保健・福祉施設	200,000
行政系施設	250,000
公営住宅	170,000
公園	170,000
その他	200,000
上水道施設	200,000

（単純更新した場合）

- 築 60 年で更新、築 30 年で大規模修繕を実施します。
- 大規模改造工事は建替え単価の 60%単価で算出します。

（長寿命化対策を実施した場合）

- 築 80 年で更新、築 40 年で長寿命化工事、築 20 年・60 年で大規模修繕工事を実施します。
- 長寿命化工事は建替え単価の 60%、大規模修繕工事は建替え単価の 25%単価で算出します。

（※6）積み残し：試算時点で更新年数を既に経過し、大規模修繕又は建替えられなくてはならないはずの施設が、大規模修繕又は建替えられずに残されている状況のことです。

●インフラ系公共施設

(Ⅰ)道路

- 現状施設のみの試算で、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 整備後 15 年で更新を実施します。
- 更新費用の単価は表 2-8 のとおりです。

表 2 -8　道路の更新単価

分　　類	更新単価（円/㎡）
一般道路	625

(Ⅱ)橋りょう

- 現状施設のみの試算で、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 整備後 60 年で更新を実施します。
- 更新の積み残し(※6)は最初の 5 年間で実施します。
- 更新費用の単価は表 2-9 のとおりです。

表 2-9　橋りょうの更新単価

分　　類	更新単価（円/㎡）
プレストレスコンクリート（PC）橋	425,000
鉄筋コンクリート（RC）橋	425,000
鋼橋	500,000

(Ⅲ)上水道

- 現状施設のみの試算で、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 整備後 40 年で更新を実施します。
- 更新の積み残し(※6)は最初の 5 年間で実施します。
- 更新費用の単価は表 2-10 のとおりです。

表 2-10　上水道の更新単価

分　類	管径	更新単価（円/m）
導水管	300～500 ㎜	100,000
送水管	300～500 ㎜	114,000
配水管	50 ㎜以下	97,000
	100 ㎜以下	97,000
	150 ㎜以下	97,000
	200 ㎜以下	100,000
	250 ㎜以下	103,000
	300 ㎜以下	106,000

(Ⅳ)下水道

- 現状施設のみの試算で、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 整備後 50 年で更新を実施します。
- 更新の積み残し(※6)は最初の 5 年間で実施します。
- 更新費用の単価は表 2-11 のとおりです。

表 2-11　下水道及び農業集落排水施設の更新単価

管　　種	更新単価（円/m）
コンクリート管	124,000
塩ビ管	124,000
その他	124,000

（２）充当可能な財源見込みと公共施設等の将来更新等費用との比較

①財源見込み

過去 5 年間の投資的経費（実績値）を表 2-12 に示し、参考値として公共施設等の将来更新等費用に充てられる財源見込みを表 2-13 に示します。一般会計及び特別会計ともに、過去 5 年間の実績値（平均）を将来充当可能な財源とみなし算出しました。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた建築物系公共施設、インフラ系公共施設の将来充当可能な財源見込みは、年間約 5.8 億円となります。ただし、かわち学園の建設により平成 28 年度①普通建設事業費（建築物系）が通常より多く支出されていますので、実際には 3 億円～4 億円程度と見込まれます。（平成 28 年度を除くと 3.3 億円）

表 2-12　過去 5 年間の投資的経費（実績値）※決算統計・ヒアリングシートより

（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	5年合計
①普通建設事業費（建築物系）	1,437,151	197,053	54,918	79,885	217,412	1,986,419
②普通建設事業費（インフラ系）	91,019	209,251	145,021	57,170	70,921	573,382
③水道事業会計（建設改良費）	8,208	11,232	10,044	40,393	42,130	112,007
④下水道事業会計（建設改良費）	22,668	69,363	62,873	18,456	41,110	214,470
合　計	1,559,046	486,899	272,856	195,904	371,573	2,886,278

表 2-13　参考：充当可能な財源見込み（過去 5 年間における投資的経費の平均値）

会計区分		対　象	財源（千円／年）
一般会計		①普通建設事業費（建築物系）	397,284
		②普通建設事業費（インフラ系）	114,676
特別会計	水道事業会計	③水道事業会計（建設改良費）	22,401
	下水道事業会計	④下水道事業会計（建設改良費）	42,894
合　計			577,256

②将来更新等費用

建築物系公共施設及びインフラ系公共施設の将来更新等費用（長寿命化対策を実施した場合）を表 2-14 に示します。建築物系公共施設及びインフラ系公共施設を合計した将来更新等費用は、年間約 10.2 億円になります。これに対して、充当可能な財源の見込みを年間 3.5 億円とすると、年間約 6.7 億円の不足が見込まれます。

表 2-14　将来更新等費用

会計区分		対　象	費用（千円／年）
一般会計		建築物	428,850
		※道　路	111,259
		橋りょう	22,000
企業会計	水道事業会計	上水道	329,357
特別会計	下水道事業会計	下水道	132,187
合　計			1,023,653

※道路の将来更新等費用は平成28年度~令和２年度の道路関係経費５年平均値としております。

5 現状と課題に関する基本認識

前節で示したとおり、本町における公共施設等の更新等費用（大規模修繕及び建替え等にかかる経費）は、将来大きな財政負担となることが想定されます。また、本町の将来人口推計は減少傾向で推移すると見込まれており、これに伴う税収減や、高齢化の進展による社会保障費等の増加も想定されます。

これらを踏まえ、本町における公共施設等の課題とその基本認識を以下のとおり整理します。

（１）公共施設等の安全性と機能性の確保

本町では、昭和 40 年代から 60 年代にかけて集中的に建築物系公共施設が整備されてきました。その結果、建築物系公共施設については、令和 2 年度末時点で築 30 年以上となる施設は全体の約 58.0%、築 40 年以上経過している施設は全体の 39.6%を占めています。

インフラ系公共施設については、令和 2 年 3 月に「河内町橋梁長寿命化修繕計画」を改訂するなど、計画的に長寿命化が進められていますが、その他インフラ系公共施設についても、今後は耐用年数を迎えるものが増加していきます。これら老朽化の問題に対応するため、公共施設等の長寿命化を図るとともに、安全性と機能性を確保していく必要があります。

（２）町民ニーズに対応した公共サービスの提供

本町が保有する建築物系公共施設の人口 1 人当たりの延床面積は令和 2 年度末時点で 5.33 ㎡/人であり、人口減少やかわち学園の建設などにより策定時の 4.34 ㎡/人から増加しました。

現在の延床面積の総量を維持した場合、今後の人口減少により人口 1 人当たりの延床面積はさらに増加し、施設の更新等にかかる人口 1 人あたりの費用負担も増加することが見込まれます。

したがって、人口構造の変化に伴う町民ニーズの変化に対応しつつ、質の高い公共サービスの提供を維持していく必要があります。

（３）公共施設等の将来更新等費用の抑制

本町の公共施設等の将来更新等費用は、長寿命化対策を実施した場合でも年間約 10.2 億円かかる見込みです。

こうした分析結果に加え、財政については、人口減少や少子高齢化、社会保障費の増加など、今後も厳しい状況が想定されるため、早急に公共施設等の将来更新等費用の抑制を図っていくことが求められます。

第3章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1　基本目標

本町の公共施設等を取り巻く現状と課題、将来の費用負担に関する試算結果を踏まえ、本計画の基本目標を定めます。

建築物系公共施設については、安全性と機能性を確保し、質の高い公共サービスを維持した上で、公共施設全体の効率的な有効活用と最適化を目指します。

インフラ系公共施設については、町民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、大規模災害時には救護や災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、安全性と利便性を確保しつつ、長寿命化等による経費の抑制を目指します。

（1）建築物系公共施設に関する基本目標

①施設の適正管理及び長寿命化

施設の安全性と機能性を継続的に確保するため、法定点検及び日常点検を実施し、耐震化や計画的な修繕等の実施により、施設の適正管理及び長寿命化に努めます。

②施設の適正配置及び有効活用

質の高い公共サービスを提供し続けるため、人口構造等の変化に伴う町民ニーズに適応した施設配置及び有効活用に努めます。

③施設の最適化による将来負担の抑制

今後増大が見込まれる将来の更新等費用の軽減を図るため、民間との協働や統廃合・複合化等による施設の最適化を目指します。

（2）インフラ系公共施設に関する基本目標

①適正管理による計画的な整備・更新

災害時においても町民生活の安全性及び利便性を確保できるよう、法定点検及び日常点検を実施し、施設の計画的な整備・更新に努めます。

②長寿命化による将来負担の抑制

今後増大が見込まれる将来更新等費用の軽減を図るため、予防保全型維持管理への転換やインフラ施設の長寿命化を推進し、中長期的な視点による費用の抑制及び平準化を目指します。

2 管理の実施方針

前節の基本目標を踏まえ、公共施設等における管理の実施方針について以下に整理します。

（1）点検・診断等の実施方針

継続的な点検・診断・メンテナンスによる予防保全型の施設管理

◇建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するため、施設管理者による日常点検・診断等を実施します。

◇個別施設計画未策定の主な施設については、劣化診断を実施し計画を策定します。

◇日常点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しや老朽化対策等に活用します。

（2）維持管理・更新等の実施方針

計画的な施設の維持管理

◇点検・診断の結果や各種計画の方針を踏まえ、計画的に修繕を行います。これにより劣化の進行を遅らせ、施設機能の低下を制御することで、維持管理費用の抑制と平準化を進めます。

◇維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しや老朽化対策等に活用します。

新規整備・建替えの慎重な検討

◇施設の新規整備や建替えを検討する際は、施設の位置や規模・設備等について、社会情勢や町民ニーズに適応しているか十分協議し、真に必要とされる施設以外は可能な限り抑制に努めます。

インフラ系公共施設の中長期的な視点によるバランスのとれた整備・更新

◇今後の社会・経済情勢の変化や町民のニーズを踏まえ、中長期的な視点から必要な新規整備及び更新等を計画的に実施します。

◇費用対効果や経済波及効果を考慮し、新規整備及び更新等をバランスよく実施します。

（３）安全確保の実施方針

点検・診断結果を踏まえた安全性の確保

◇点検・診断の結果や老朽化の状況などから危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ、修繕、建替え、解体等を検討し、安全性の確保に努めます。

（４）耐震化の実施方針

未実施施設への耐震化推進

◇耐震化未実施の施設のうち、診断等により耐震化が必要と判断された施設については、施設の老朽度や今後の需要も考慮のうえ、段階的に耐震化を推進します。

（５）長寿命化の実施方針

予防保全型の施設管理による長寿命化推進

◇対症療法である「事後保全」から、機能の低下の兆候を検出し、使用不可能な状態になる前に補修等を行う「予防保全」に転換し、施設の長寿命化を図ります。

◇定期点検や予防保全の結果を踏まえて修繕や大規模修繕を計画的に実施することにより、老朽化の進行を遅らせ、施設の機能低下を抑えるとともに、将来更新等費用の抑制及び平準化を図ります。

インフラ系公共施設の計画的な長寿命化の推進

◇利用者の安全性や安定供給を確保するため、各施設の特性や緊急性を考慮した上で、点検及び診断結果に基づき計画的に耐震化等の長寿命化を図ることにより、老朽化の進行を遅らせ、施設の機能低下を抑えるとともに、将来更新等費用の抑制及び平準化を目指します。

◇橋りょうについては、令和 2 年 3 月に改訂した「河内町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に長寿命化を実施していきます。上下水道施設についても、経営戦略の投資計画等に基づき計画的に整備を行います。

図 3-1　長寿命化のイメージ

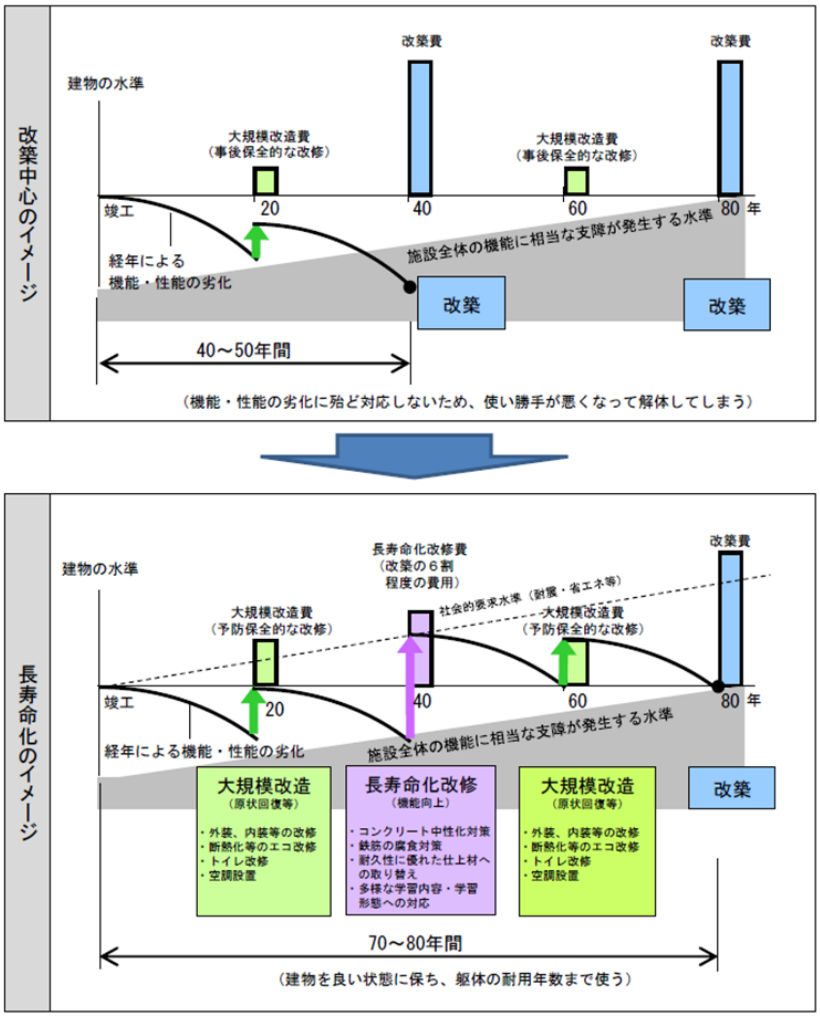

出典：「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（文部科学省）

（６）ユニバーサルデザイン化の実施方針

ユニバーサルデザイン化の推進

◇国が示した「ユニバーサルデザイン２０２０行動計画」（ユニバーサルデザイン２０２０閣僚会議決定）を踏まえ、施設の改修・更新に際しては、バリアフリー化などのユニバーサルデザイン化を考慮し、年齢・性別・文化・能力に関わらず、誰もが利用しやすい施設またはサービス提供を目指します。

◇インフラ系公共施設においても、交通施設におけるバリアフリー化など、ユニバーサルデザイン化を考慮した町づくりを目指します。

（７）脱炭素化の実施方針

脱炭素化の推進

◇施設の改修・更新に際しては、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備や省エネ設備の導入など、脱炭素化に向け、環境に配慮した施設を検討します。

（８）統合・廃止の実施方針

今後における施設のあり方や適正配置の検討

◇既存の施設について、社会情勢や町民ニーズに適応しているかどうか再度検討し、中長期的な視点から、今後における施設のあり方や適正配置について検討します。

施設の統廃合・複合化の検討

◇施設の大規模修繕や建替えを検討する際は、社会情勢や町民ニーズ、周辺施設や類似施設の状況等を踏まえ最適な規模を検討するとともに、建物の統廃合や機能の複合化についても検討します。

統廃合・集約化	機能が同じまたは類似している複数の施設を集約化する
複合化	近接する施設や小規模の施設を一つの施設にまとめる
民間利用	民間事業者に管理運営等を変更する。施設を貸し付ける 民間事業者が所有する施設を利用する
転用	別の行政施設として転用し継続利用する
廃止	不要な施設を売却または解体する

官民連携による事業の効率化

◇民間活用によるコスト削減やサービス向上が期待できる施設については、PPP（※9）やPFI（※10）の導入により民間企業の資金やノウハウを活用するほか、地域住民との連携による事業の効率化についても検討します。

（※9）PPP パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）:公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。指定管理者制度も含まれます。

（※10）PFI プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいいます。

未利用施設の有効活用

◇使用を停止した施設について、社会情勢や町民ニーズに適応した活用方法を検討します。また、町単独での利用が図れない場合は、民間活力による公的サービスや解体の可能性についても検討します。

◇旧小中学校施設については、機能の移転・貸出など有効活用が可能となるよう検討します。

管理費用の縮減及び財源の確保

◇施設の運営費用縮減のため、省エネ対応機器等の積極的な導入に努めます。

◇公的利用が見込めない公共施設については、売却や貸付による収入の確保を検討します。

◇将来的に利用が見込めない施設等については、客観的な視点から保有の必要性を検討し、総量の縮減に努めます。

◇施設跡地の売却処分、基金の計画的な積立、有利な起債や補助金の利用などにより財源の確保を図ります。

第4章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1　建築物系公共施設

建築物系公共施設における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示します。

施設類型の大分類ごとに施設の配置状況を示し、中分類ごとに①基本情報、②建物の老朽化状況、③概要・課題等、④基本的な方針について整理します。

（１）町民文化系施設

１）集会施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年度 （最も古い年度）	総延床面積 （㎡）	大規模改修の履歴
集会施設	河内町中央公民館	教育委員会事務局	町直営	2	1969	918.00	
	河内町公民館第1分館 （第1地区共同利用施設）	教育委員会事務局	町直営	1	1997	193.00	
	河内町公民館第2分館 （第2地区共同利用施設）	教育委員会事務局	町直営	1	1998	157.00	
	河内町公民館第4分館 （第5地区共同利用施設）	教育委員会事務局	町直営	1	1997	125.00	
	河内町西共同利用施設	教育委員会事務局	町直営	3	1979	585.00	
	田川共同利用施設	総務課	町直営	1	1980	172.00	平成26年度大規模改修工事
	東共同利用施設（つつみ会館）	町民課	町直営	2	1987	1,437.70	
	長竿地区共同利用施設	教育委員会事務局	町直営	1	1974	366.00	

②建物の老朽化状況

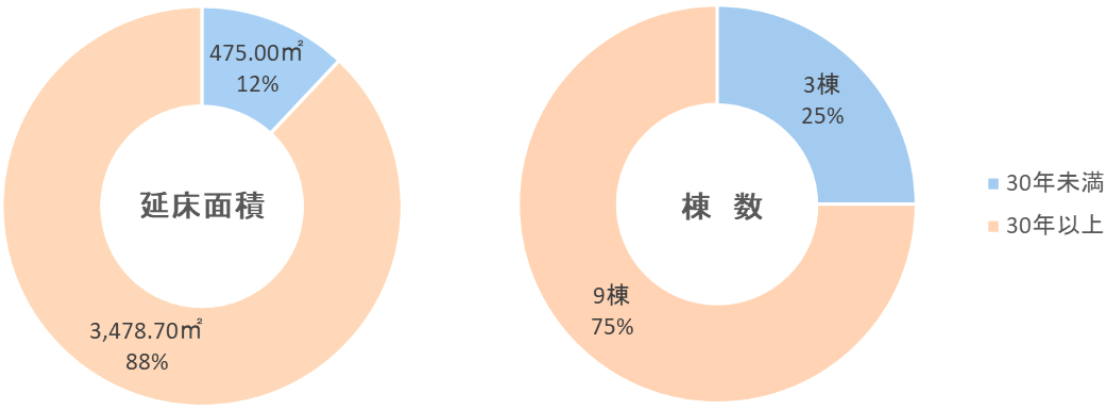

③概要・課題等

・中央公民館、共同利用施設を中心とする集会施設は町民の文化活動の中心拠点を担い、会議室、宿泊施設、結婚式等の施設として貸出しも行っています。

・築 30 年を超える施設が 7 割以上を占め老朽化が進んでおります。

・つつみ会館については、個別施設計画策定に際し劣化診断を行い、比較的良好な状態を保っていると診断されました。また、災害時の対策として令和 2 年度に避難所整備工事を実施しました。

・長竿地区共同利用施設は、廃所となった旧長竿保育所を平成 28 年 9 月より用途変更し共同利用施設として利用しています。

・中央公民館は令和 5 年度に解体予定で、新公民館について令和 6 年度完成に向けて検討を進めています。

④基本的な方針

・つつみ会館以外の施設についても劣化診断を実施の上、老朽化の状況を把握します。解体予定の中央公民館や老朽化が著しい施設を除いて、基本的に予防保全による維持管理により長寿命化を図ります。

（２）文化系施設

１）文化施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年度 （最も古い年度）	総延床面積 （㎡）	大規模改修の履歴
文化施設	河内町農村環境改善センター	教育委員会事務局	町直営	1	1987	1,244.00	

②建物の老朽化状況

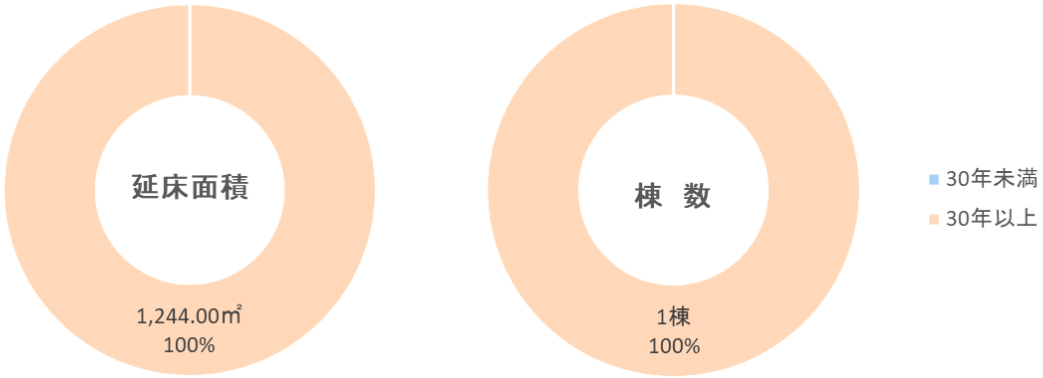

③概要・課題等

・農村環境改善センターは、地域住民の生活改善及び健康保持促進等を目的として設置しています。また、教育上の諸問題に対する相談窓口として河内町適応指導教室「みどりの広場」をセンター内に設置しています。

・築 30 年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。近年では観覧席や消防設備改修など老朽化した設備を中心に改修を実施しています。令和 4 年度に外壁等の改修工事を実施予定です。

④基本的な方針

・劣化診断を実施の上、老朽化の状況を把握します。予防保全による維持管理により長寿命化を図ります。

（3）スポーツ・レクリエーション系施設

1）スポーツ施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年度 （最も古い年度）	総延床面積 （㎡）	大規模改修の履歴
ｽﾎﾟｰﾂ施設	総合グラウンド	教育委員会事務局	町直営	1	2011	25.92	
	農業者トレーニングセンター	教育委員会事務局	町直営	1	1985	1,198.00	

②建物の老朽化状況

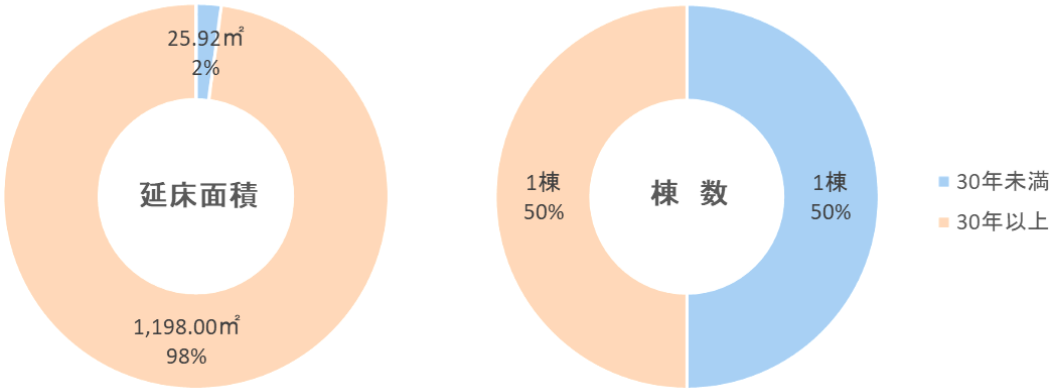

③概要・課題等

・総合グラウンドのトイレ兼倉庫は比較的新しい施設ですが、農業者トレーニングセンターの体育館は築 30 年以上経過し、老朽化が進んでいます。施設の不具合について計画を作成し、都度修繕の対応を行っています。農業者トレーニングセンターの体育館は平成 30 年度に屋根修繕工事を実施しました。

④基本的な方針

・農業トレーニングセンターの体育館は劣化診断を実施の上、老朽化の状況を把握します。予防保全による維持管理により長寿命化を図ります。

（４）学校教育系施設

１）学校

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年度 （最も古い年度）	総延床面積 （㎡）	大規模改修の履歴
学校	かわち学園	教育委員会事務局	町直営	4	2016	6,704.28	

②建物の老朽化状況

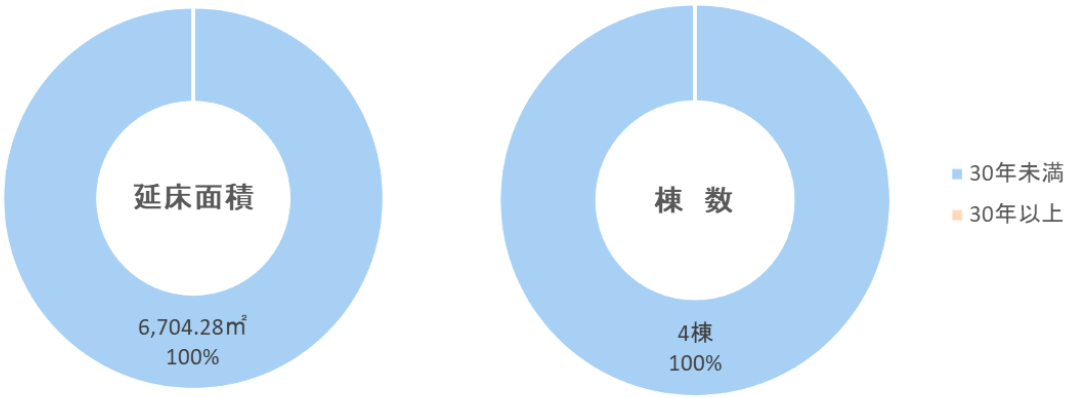

③概要・課題等

・小学校 3 校、中学校 2 校を併合し平成 30 年に小中一貫校としてかわち学園を開校しました。

・平成 28 年度に校舎・体育館・部室棟、平成 29 年度に給食室が完成しており、全て新しい施設です。さらに、平成 30 年度にグラウンド改修工事、令和 2 年度に ICT 教育のための情報ネットワーク環境整備工事を実施しています。

・令和 2 年度に「学校施設の長寿命化計画」を策定しました。

④基本的な方針

・長寿命化計画の点検・保守計画表に則り定期的な点検を行います。予防保全的な修繕を適切な時期に行うことで安全性の確保と維持向上を図り、施設の長寿命化を図ります。

2）その他教育施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年度 （最も古い年度）	総延床面積 （㎡）	大規模改修の履歴
その他教育施設	生板体育館（旧生板小体育館）	教育委員会事務局	町直営	1	2008	821.00	
	河内体育館（旧河内中体育館）	教育委員会事務局	町直営	1	1994	1,430.00	令和元年度屋根補修工事
	金江津体育館（旧金江津中体育館）	教育委員会事務局	町直営	1	1993	1,082.00	令和元年度屋根補修工事

②建物の老朽化状況

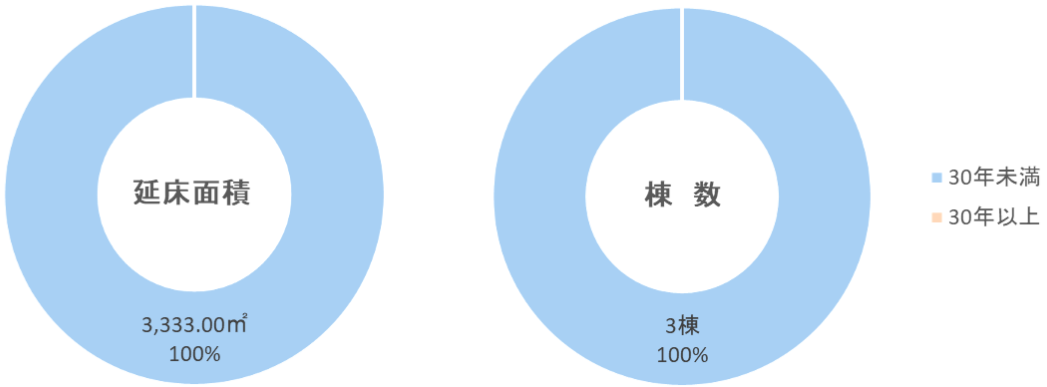

③概要・課題等

・旧生板小学校、旧河内中学校、旧金江津中学校の体育館を令和 3 年度より社会体育施設として管理・貸し出しております。

・河内体育館、金江津体育館は築 30 年に近づいており、令和元年度に屋根補修工事を実施しました。個別施設計画策定に際し劣化診断を行い、著しく劣化している箇所はないものの、き裂や損傷が散見される状態と診断されました。

④基本的な方針

・予防保全型の維持管理により劣化進行を防ぎ、長寿命化を図ります。

（５）子育て支援施設

１）幼稚園・保育園・こども園

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年度 （最も古い年度）	総延床面積 （㎡）	大規模改修の履歴
幼稚園・保育園・こども園	かなえつ認定こども園	教育委員会事務局	町直営	3	1948	627.00	
	かわち認定こども園	教育委員会事務局	町直営	4	1980	1,159.00	

②建物の老朽化状況

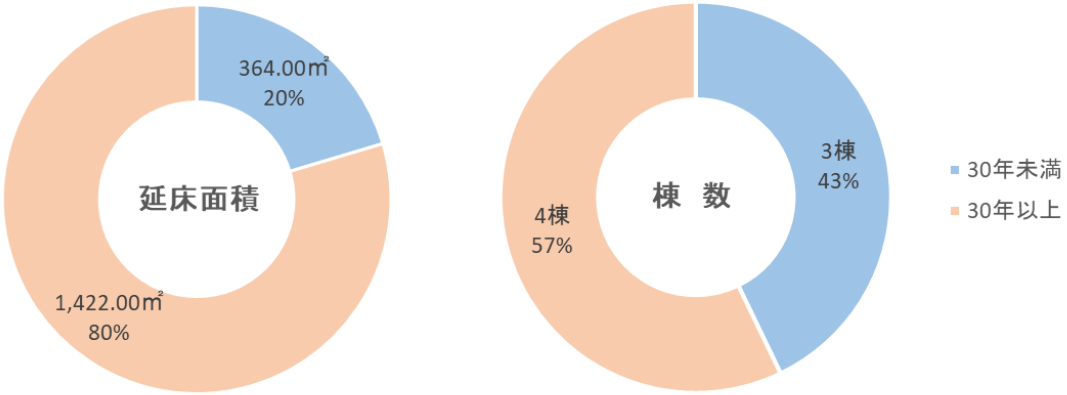

③概要・課題等

・個別施設計画策定に際し劣化診断を行い、全体的にき裂、損傷など施設の老朽化が顕著に見られました。令和５年度に２園を統合した幼保連携型の認定こども園を新設する予定です。

④基本的な方針

・統合により町内の子どもに対する保育・教育の均一化、かわち学園との交流事業の充実などが期待されます。統合による効率化と保育・教育内容の充実を図り、新設認定こども園入園児数 160 人を目指します。

・現園舎の維持管理方針としては、事後保全型とし、一定の安全を保ちつつ適時修繕対応とします。統合認定こども園移行後は、利活用・取り壊しなど施設運用について検討します。

（６）保健・福祉施設

１）保健施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年度 （最も古い年度）	総延床面積 （㎡）	大規模改修の履歴
保健施設	河内町保健センター	福祉課	町直営	1	1993	836.00	

②建物の老朽化状況

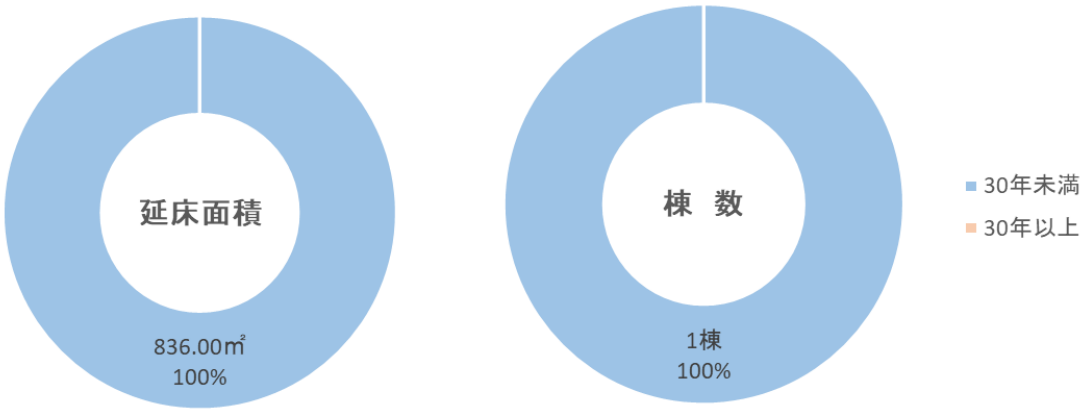

③概要・課題等

・町民課の出先機関や地域包括支援センターとして、母子保健事業の支援充実、町民の健康意識向上などを目的に利用されている施設です。

・個別施設計画策定に際し劣化診断を行い、外壁部分や天井に多少の劣化は見られるものの、良好な状態を保っていると診断されました。

④基本的な方針

・予防保全型の維持管理により劣化進行を防ぎ、長寿命化を図ります。

２）高齢福祉施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年度 （最も古い年度）	総延床面積 （㎡）	大規模改修の履歴
高齢福祉施設	河内町福祉センター	福祉課	町直営	4	1990	1,246.26	令和2年度改修工事

②建物の老朽化状況

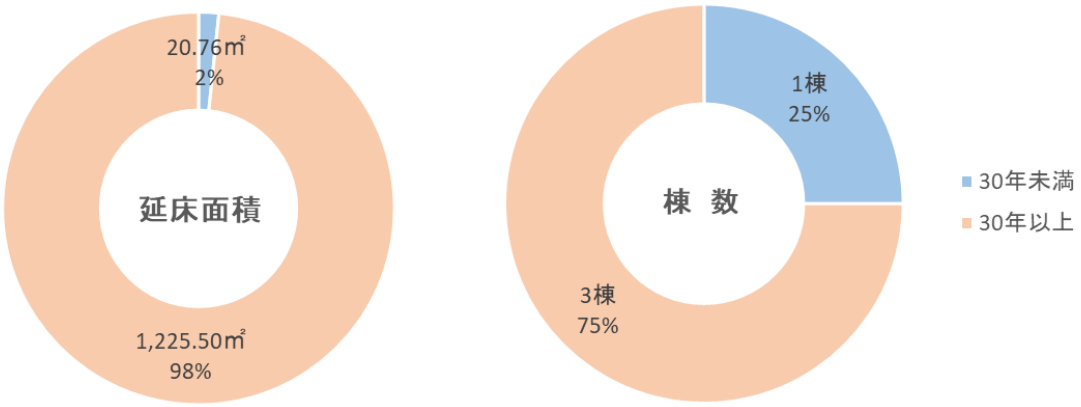

③概要・課題等

・福祉施設の拠点として、河内町社会福祉協議会の事務所、障害福祉サービス事業（作業所）、シルバー人材センターなど幅広く利用されている施設です。

・全ての建物が築 30 年以上または 30 年近く経過しています。個別施設計画策定に際し実施した劣化診断では、特に福祉センター事務所の基礎周りに多数の沈下が見られ、改修が必要な状態と診断されました。

・令和元年度に屋上防水・建物内部の改修を実施しました。また、老朽化に伴う設備改修を順次行っています。

④基本的な方針

・福祉センター事務所は引き続き定期的な点検を実施し、予防保全型の維持管理により劣化進行を防ぎ、長寿命化を図ります。

・物置、車庫、自転車置場は比較的良好な状態を保っており、当面は事後保全での維持管理とします。

（７）行政系施設

１）庁舎等

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年度 （最も古い年度）	総延床面積 （㎡）	大規模改修の履歴
庁舎等	河内町役場	総務課	町直営	12	1969	2,306.20	平成23年度耐震大規模改修工事
	みずほ分庁舎（旧みずほ小学校）	企画財政課	町直営	2	1979	2,305.00	令和2年度改修工事

②建物の老朽化状況

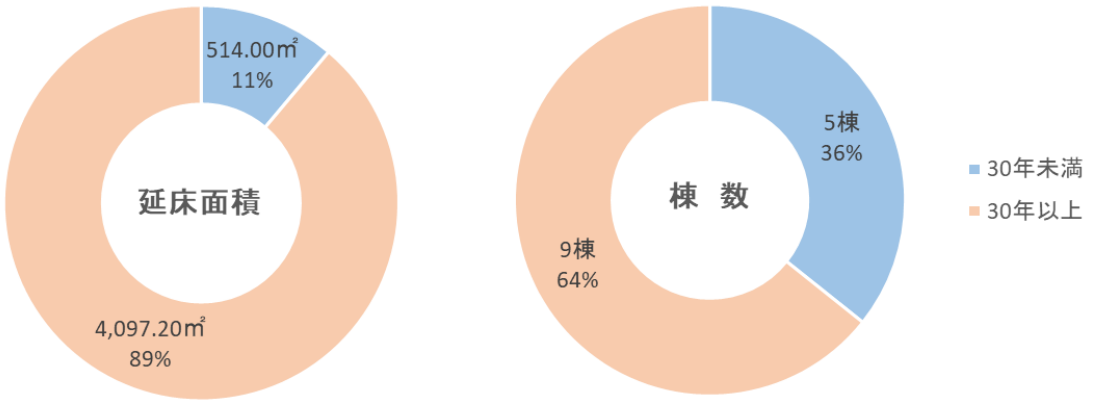

③概要・課題等

・本庁舎は昭和 44 年度に現庁舎を建設以降、都度必要に応じて増設や分庁舎建設を実施してきましたが、特に初期に建設した建物は老朽化が進んでおり、さらに事務スペースや会議室等も不足している状態です。災害対応スペースの確保も難しく、防災拠点の中核施設としても課題を抱えています。

・みずほ分庁舎は令和 2 年度に旧みずほ小学校の校舎を一部改修し、教育委員会事務局および河内町商工会で利用しています。個別施設計画策定に際し実施した劣化診断では、屋上防水層の劣化が見られるほか、外壁・建物内部に損傷等が散見されました。

④基本的な方針

・本庁舎は事後保全型の運用で維持しつつ、庁内会議及びワーキンググループを通じて、改築または既存施設の改修利活用などを視野に新庁舎の検討を進めます。

・みずほ分庁舎は現在利用しているスペースを中心に、予防保全型の維持管理により長寿命化を図ります。

２）その他行政系施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年度 （最も古い年度）	総延床面積 （㎡）	大規模改修の履歴
その他行政系施設	消費生活相談窓口	経済課	町直営	1	2010	16.37	
	経済課管理倉庫	経済課	町直営	1	2012	70.00	

②建物の老朽化状況

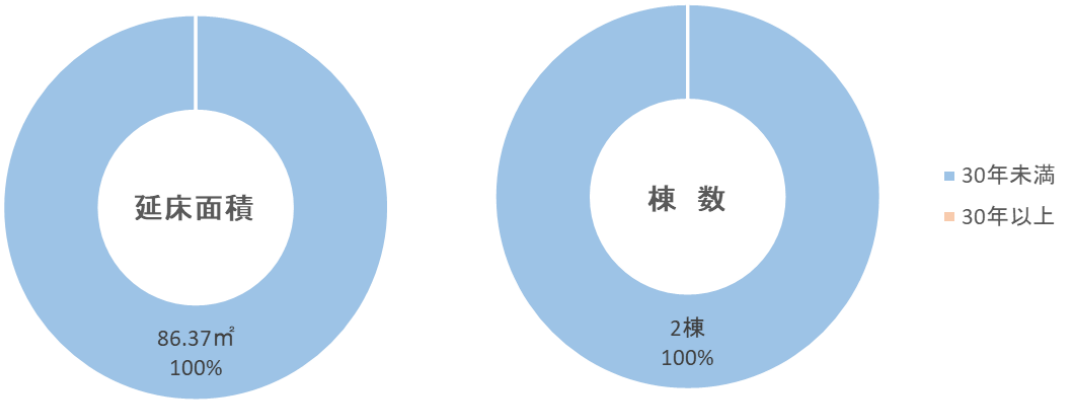

③概要・課題等

・消費生活相談窓口は庁舎敷地内にあり、町民の消費生活に関するトラブルに対する相談受付窓口として機能しています。比較的新しい施設であり、個別施設計画策定に際し実施した劣化診断でも、良好な状態であると診断されました。

・経済課管理倉庫は各行事用の資材の保管庫として利用しています。

④基本的な方針

・予防保全型の維持管理により劣化進行を防ぎ、長寿命化を図ります。

（８）公営住宅

１）公営住宅

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年度 （最も古い年度）	総延床面積 （㎡）	大規模改修の履歴
公営住宅	河内みどりの里1号棟	都市整備課	町直営	1	1999	711.36	
	河内みどりの里2号棟	都市整備課	町直営	1	2000	543.78	
	河内たいようの里団地	都市整備課	町直営	1	2012	1,187.80	

②建物の老朽化状況

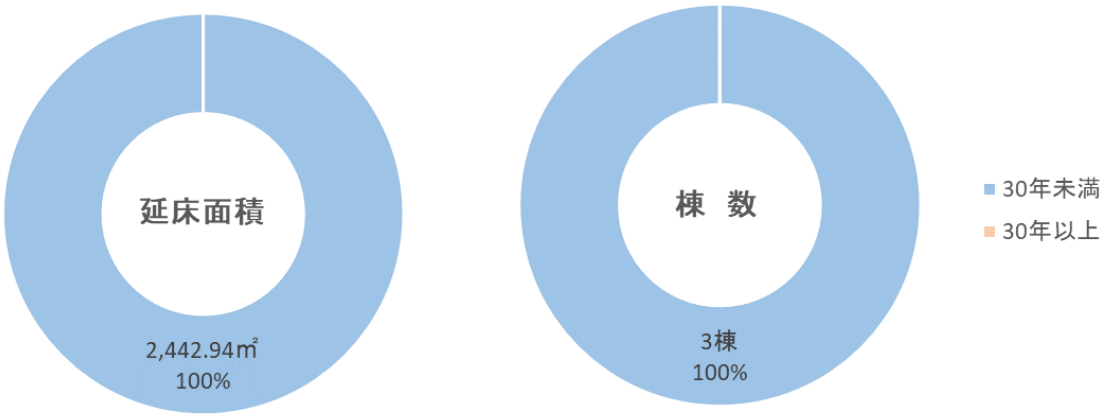

③概要・課題等

・いずれも比較的新しい施設で老朽化の程度は低いと思われますが、みどりの里団地は築 20 年を経過し、今後改修費用の増加が予測されます。平成 22 年度に公営住宅長寿命化計画を策定し、外壁や給排水設備などの改修工事について計画的に実施することを予定しています。

④基本的な方針

・劣化診断を実施の上、老朽化の状況を把握します。予防保全による維持管理により長寿命化を図ります。

（９）公園

１）公園

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年度 （最も古い年度）	総延床面積 （㎡）	大規模改修の履歴
公園	かわち水と緑のふれあい公園施設	都市整備課	町直営	3	1998	106.00	

②建物の老朽化状況

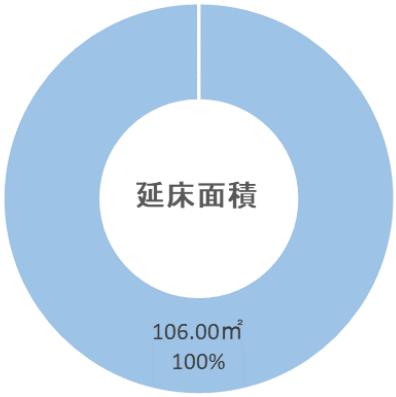

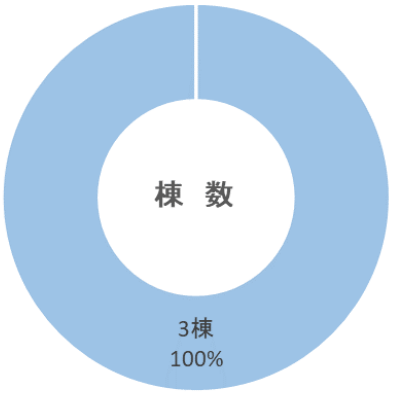

30年未満
30年以上

③概要・課題等

・水と緑のふれあい公園はかわち学園の南側に位置し、散策・憩いの場所として、また、子どもたちが自然にふれあう教育の場として利用されています。

・本計画においては、公園内にあるトイレ・倉庫が対象となります。平成 30 年度から令和 2 年度にかけて外灯、木橋、排水路など公園施設の全体的な改修工事を実施し、当該施設も平成 30 年度に修繕工事を実施しました。

④基本的な方針

・既存施設は遊具を含めた施設全体の定期点検や計画的な維持補修を行い、利用者の安全確保と機能維持を図ります。

・今後さらに公園環境を整備し、「憩いの場」創出を目指します。また、新型コロナウイルスの状況を注視しつつ、イルミネーション等のイベント拡充を図り、交流人口・転入者の増加を目指します。

（１０）その他

１）その他

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年度 （最も古い年度）	総延床面積 （㎡）	大規模改修の履歴
その他	かわち直販センター	経済課	町直営	4	1998	508.19	
	長竿亭	企画財政課	その他	1	2011	208.26	平成28年度耐震大規模改修工事
	旧金江津支所	企画財政課	町直営	1	1969	90.00	
	学校給食センター	教育委員会事務局	その他	1	1991	639.00	
	旧金江津小学校	企画財政課	町直営	6	1974	3,980.00	
	旧生板小学校	企画財政課	町直営	7	1979	3,553.00	平成25年度校舎耐震大規模改修工事 平成22年度プール大規模改修工事
	旧長竿小学校	企画財政課	町直営	8	1964	2,570.00	
	旧金江津中学校	企画財政課	町直営	7	1961	2,410.00	平成23年度校舎耐震大規模改修工事
	旧河内中学校	企画財政課	町直営	8	1968	3,515.00	平成21年度校舎耐震大規模改修工事

②建物の老朽化状況

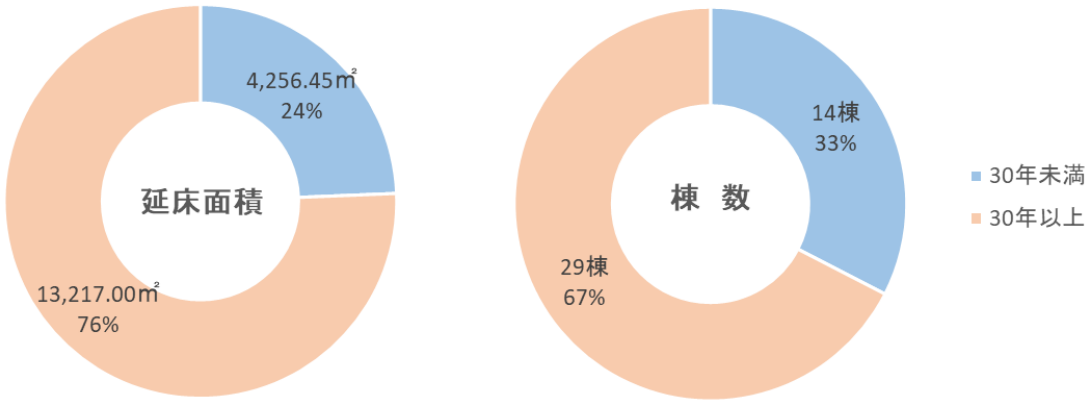

③概要・課題等

・かわち直販センターについては、改修の上、令和４年度に産直市場（農産物直売所）、サイクルステーション、令和５年度に観光情報発信交流施設をオープンする予定です。

・長竿亭は大正時代の邸宅を改修し、平成 28 年より飲食店・特産品販売などを行っています。

・旧金江津支所は地元の祭具等用品の保管場所として使用貸借を行っております。

・学校給食センターについては廃止しており、平成 28 年度大規模改修により施設を再整備し、民間企業へ地方創生事業の一環として無償貸付を行っています。

・旧金江津小学校、旧長竿小学校は民間企業へ貸し出しております。旧金江津小学校と旧金江津中学校は、撮影スタジオ、ドローンスクール等に利用されています。

・旧生板小学校、旧河内中学校はかわち学園へ併合され、現在利用されていません。

④基本的な方針

・かわち直販センターについては、リニューアルにより新たな観光スポットとして、イベント開催、情報発信、地場産品の販売を行い、年間来客数 12 万人を目指します。また施設の整備により、将来にわたり継続的な雇用の創出に努めます。

・現在未利用の旧学校施設は行政機能の移転やその他機関への貸し出しなど利活用に向けて検討を進めます。

（１１）上水道施設

１）上水道施設

①基本情報

施設類型 中分類	施設名称	所管課	管理形態	棟数	建築年度 （最も古い年度）	総延床面積 （㎡）	大規模改修の履歴
上水道施設	水道管理事務所	水道課	町直営	1	1983	565.13	
	金江津浄水場	水道課	町直営	1	1960	82.81	昭和60年度大規模改修工事
	取水場電気室	水道課	町直営	1	1973	7.45	
	流作取水源用地	水道課	町直営	1	1985	7.45	
	つつみ会館内取水ポンプ室	水道課	町直営	1	1985	7.45	

②建物の老朽化状況

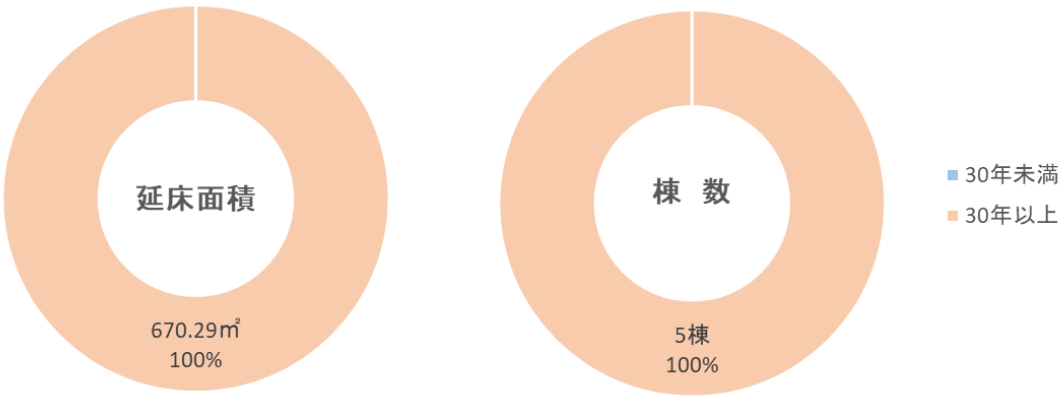

③概要・課題等

・本町の水道事業は、昭和 50 年代に整備を開始し、必要に応じた拡張を行いながら維持管理を継続しています。建物はすべて築 30 年以上経過し老朽化していますが、河内町水道管理事務所内の配水池、非常用発電機等の電気設備や配水ポンプ等の機械設備は平成 24 年度から平成 30 年度に更新された比較的新しい設備です。

・水道管理事務所以外の浄水・取水施設については、現在使用を停止しており、必要な維持管理のみ行っています。

④基本的な方針

・水道管理事務所については計画的な保全により施設の長寿命化を図り、住民が安心して利用できる施設として計画的な維持管理を行っていきます。

・現在使用停止している 4 施設については、解体や用途変更の可能性について引き続き検討してまいります。

2　インフラ系公共施設

インフラ系公共施設における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示します。施設類型の大分類ごとに施設の配置状況を示し、中分類ごとに①基本情報、②概要・課題等、③基本的な方針について整理します。

（1）道路

①基本情報

種別	延長(m)	面積(㎡)
1 級町道	30,345.20	147,003.23
2 級町道	21,303.30	99,429.74
その他の町道	363,336.50	1,284,000.57
合計	414,985.00	1,530,433.54

②概要・課題等

・道路については交通量や重要度に応じて 1 級町道、2 級町道、その他町道に分類して管理を行っています。令和 2 年度時点で総延長 414,985.00m、面積 1,530,433.54 ㎡となっています。

③基本的な方針

・町民の重要な交通インフラとして、将来の人口推移予測やまちづくり計画との整合性を考慮しながら、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に進めてまいります。

・既存道路はパトロールや定期的な点検により情報を蓄積し、機能維持に必要な維持修繕を実施します。

（2）橋りょう

①基本情報

種別	延長(m)	面積(㎡)
PC 橋	223.70	1,078.63
RC 橋	601.90	2,789.16
鋼橋	200.00	957.02
木橋その他	0.00	0.00
合計	1,025.60	4,824.81

②概要・課題等

・令和 2 年度末時点で 143 橋、延長 1,025.60m、面積 4,824.81 ㎡が整備されています。

・平成 25 年度に 6 橋を対象に「河内町橋梁長寿命化修繕計画」を策定後、平成 29 年度、平成 30 年度に行った点検結果に基づき、令和元年度に 142 橋を対象に計画を更新しました。

・令和元年度時点で供用年数が 50 年以上である橋りょうは全体の 18%ですが、10 年後には 56%、20 年後には 98%となります。

③基本的な方針

・橋りょうについては、「河内町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、従来の対症療法型から予防保全型への転換を図り、計画的かつ効率的な維持管理に努めます。

（3）上水道

①基本情報

種別	延長(m)
導水管	532.00
送水管	55.00
配水管	142.940.00
合計	143,527.00

②概要・課題等

・令和 2 年度末時点で本町の上水道の管渠延長は 143,527mあり、普及率は 94.0%となっています。

・水道事業は昭和 57 年度に供用開始しており、令和 4 年度に水道管の法定耐用年数を経過します。人口減少に伴い給水収益が減少する中、計画的かつ効率的な更新が必要です。

・令和 2 年度に「河内町水道事業経営戦略」を策定しました。

③基本的な方針

・順次更新時期を迎える水道管について、水道ビジョンや経営戦略に基づき、安全で安定した供給体制を維持するための適切な点検・保守と効果的で効率的な更新整備を計画的に進めてまいります。

（4）下水道

①基本情報

種別	延長(m)
公共下水道	44,812.73

②概要・課題等

・本町の公共下水道は昭和 63 年度以降整備を進めており、令和 2 年度末時点の管渠整備延長は 44,812.73m となっています。

・平成 29 年 3 月に「河内町下水道事業経営戦略」を策定しました。

③基本的な方針

・今後、老朽化に伴う修繕経費の増大が見込まれるため、ストックマネジメント計画を策定し、維持管理コストの削減、接続推進を進めてまいります。

第5章 フォローアップ実施体制

1 全庁的な取り組み体制の構築

公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署が中心となり、施設所管課などの関連部署と連携し、全庁的な取組体制を構築します。また、全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置します。

図 5-1 全庁的な取り組み体制のイメージ

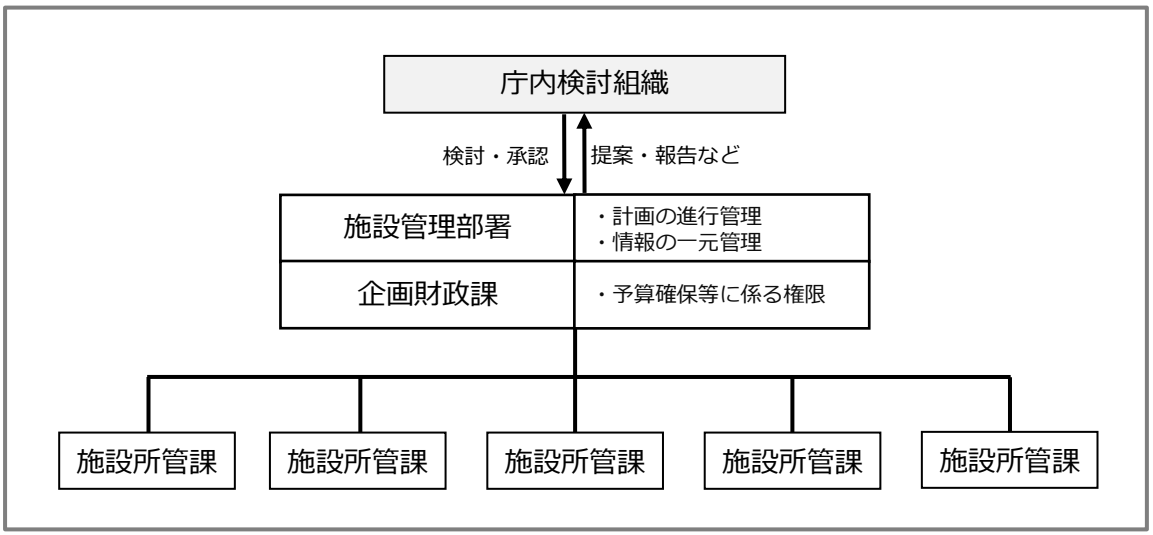

2 情報の一元管理と共有のあり方

公共施設等総合管理計画を着実に推進していくためには、人件費や修繕費などの維持管理費用、利用状況などについて、適宜把握する必要があります。そのため、図 5-2 に示すように本計画策定に伴い作成した「施設カルテ」を、一元的な情報データベースとして活用するものとし、修繕履歴や改修などに関する情報を網羅し、地方公会計、特に固定資産台帳の情報との整合性を図りつつ、適宜更新していくものとします。

こうして一元化されたデータを庁内で共有し、施設の長寿命化計画や再編・再配置計画などの策定のための基礎情報として活用し、全庁横断的かつ効率的な管理・運営の実践を目指します。

図 5-2　情報の一元管理・共有のイメージ

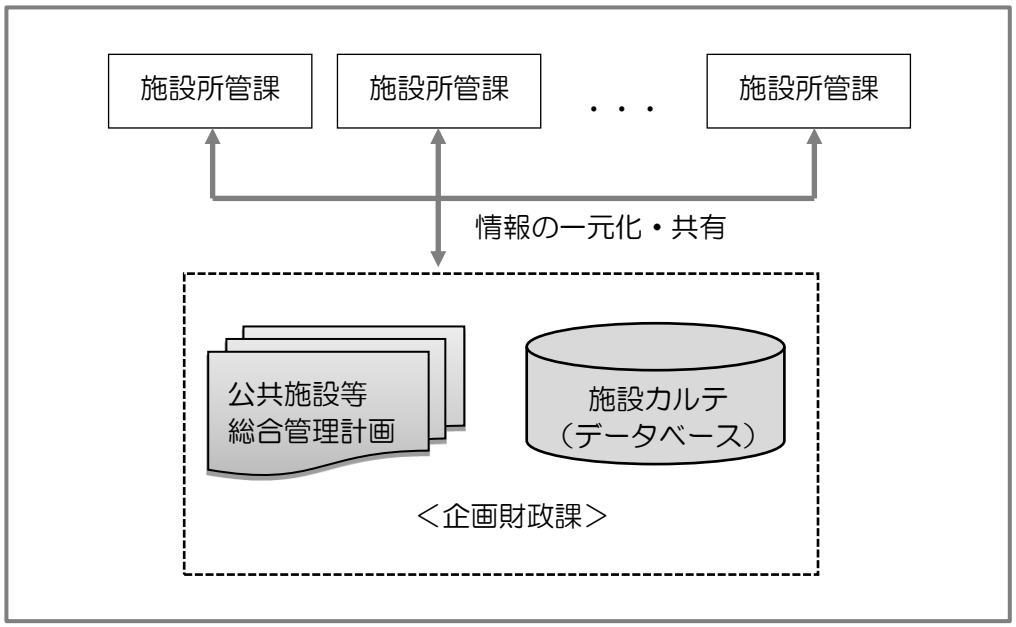

3 フォローアップの実施方針

PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルにより、取組の進捗管理や改善を行い、本計画を着実に推進していきます。本計画を着実に進めていくために、図 5-3 に示す PDCA サイクルを実施していくことが重要となります。

PLAN【計画】	本計画の改訂または本計画に沿った個別施設計画や長寿命化計画の策定・改訂を行います。
DO【実施】	本計画の方針に基づいた大規模修繕や建替え、統廃合などの事業計画の策定及び推進を図ります。
CHECK【検証】	進行管理を担う本計画庁内検討組織により再編・再配置計画等の個別計画の進捗状況を集約し、情報の共有及び検証を行います。
ACTION【改善】	検証により洗い出された課題について、庁内検討組織の中で協議します。その結果に基づき、各計画の改訂を行います。

図 5-3　フォローアップの実施イメージ

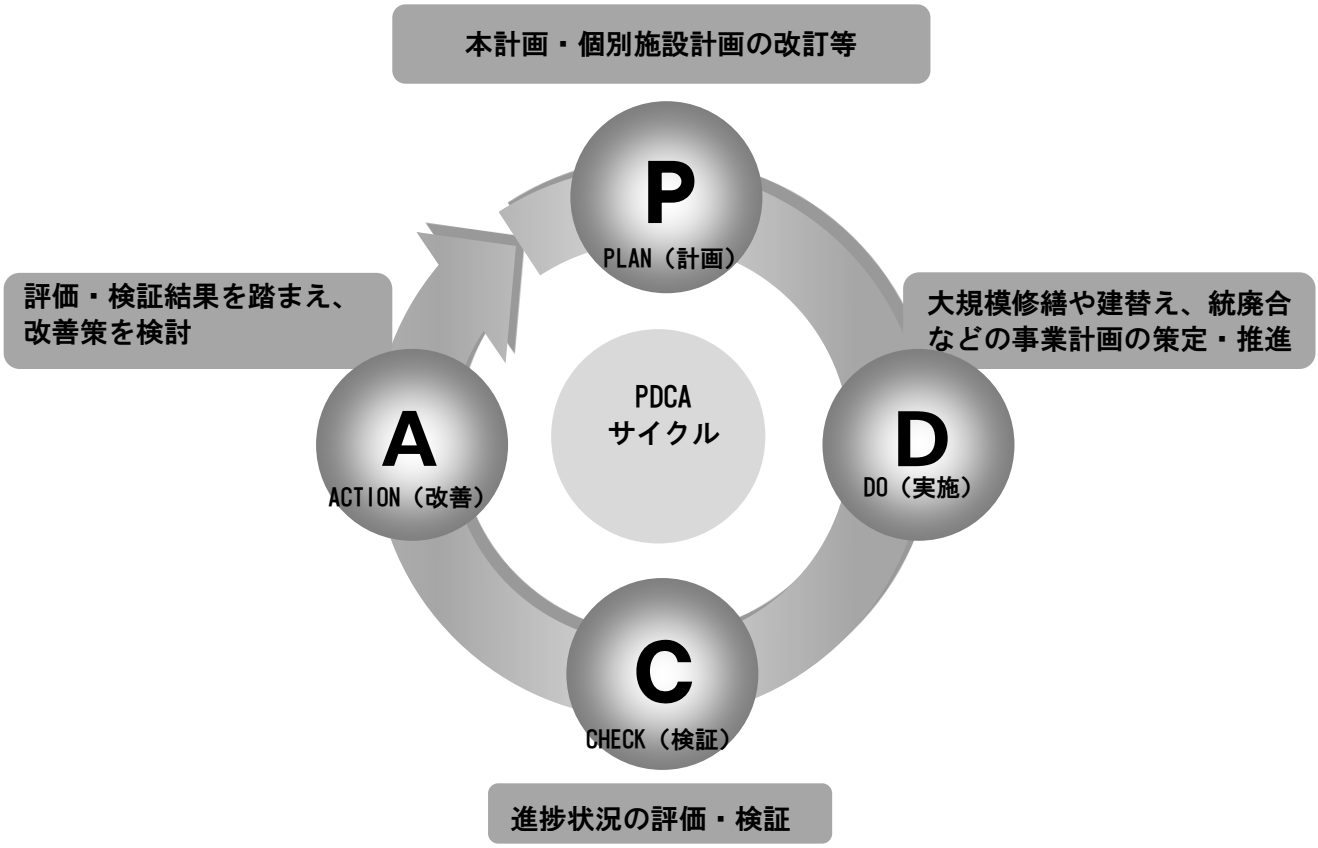

河内町公共施設等総合管理計画（改訂版）

令和４年３月

発行　：　河内町企画財政課
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田 1183
TEL　0297-84-2111（代表）
FAX　0297-84-4357
http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/